

平成 29 年度政府予算等に関 する 要 望 書



高 質 な 田 舎
AKITAVISION

平成 28 年 11 月
秋 田 県

《 要望事項一覧 》

I 地方創生に向けた制度改革

- 1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部) . . . p 1

II 新たな成長産業への支援

- 1 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について
(経済産業省資源エネルギー庁、産業技術環境局) . . . p 8
- 2 洋上風力発電の導入促進について
(経済産業省資源エネルギー庁) . . . p 10

III 攻めの農林水産業の展開への支援

- 1 総合的な T P P 関連政策大綱の着実な推進について
(内閣官房、財務省大臣官房、主計局、農林水産省大臣官房、経営局、生産局)
. . . p 12
- 2 **農地集積・集約化対策事業の制度堅持と予算確保について（新規）**
(農林水産省経営局) . . . p 14
- 3 平成30年以降の需要に応じた米生産への環境づくりについて
(農林水産省大臣官房、生産局、政策統括官) . . . p 16
- 4 農業農村整備事業の予算確保について
(農林水産省農村振興局) . . . p 18
- 5 浜の活力再生広域プランの着実な推進について
(農林水産省水産庁) . . . p 20
- 6 林業の成長産業化の実現と地球温暖化防止に資する森林整備対策の強化につ
いて
(財務省大臣官房、主計局、農林水産省林野庁) . . . p 22
- 7 山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策事業の予算確保について
(農林水産省林野庁) . . . p 24

IV 人口減少社会への対応に向けた支援充実

- 1 総合的な少子化対策への支援について
(内閣府大臣官房、子ども・子育て本部) . . . p 26

V 観光・文化の振興

- 1 県・市連携文化施設整備への支援について
(国土交通省住宅局、総務省自治財政局) . . . p 30
- 2 中国人観光客に対する数次査証の発給拡大について（新規）
(法務省入国管理局、外務省領事局、国土交通省観光庁) . . . p 33

VI 社会基盤整備及び防災・減災対策の着実な推進

- 1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について
(財務省大臣官房、主計局、国土交通省大臣官房、総合政策局、
土地・建設産業局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、
航空局) . . . p 35
- 2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について
(内閣官房、国土交通省大臣官房、道路局) . . . p 37
- 3 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進と港湾における津波対策への
支援について
(国土交通省大臣官房、港湾局) . . . p 41
- 4 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について
(国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局) . . . p 43
- 5 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について
(国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局、環境省大臣官房)
. . . p 47
- 6 奥羽、羽越両新幹線の整備促進について
(国土交通省鉄道局) . . . p 49
- 7 公共施設等総合管理計画の推進について
(総務省自治財政局) . . . p 51

VII 安全・安心な暮らしの確保

- 1 **ツキノワグマの指定管理鳥獣の指定について（新規）**
（環境省自然環境局） . . . p 53
- 2 **水道施設の耐震化促進に向けた財政支援の拡充について（新規）**
（厚生労働省医薬・生活衛生局） . . . p 55

I 地方創生に向けた制度改革

I - 1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部

【要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において若者の地方定着の促進や抜本的な少子化対策、地方への産業再配置や移住の促進など、構造的改革の推進や支援充実を図ること。

《若者の地方定着の促進》

- (1) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成などの取組に対する財政支援措置を講ずること。

《抜本的な少子化対策》

- (2) これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、第3子以降の保育料の完全無償化に向け、第3子以降の保育料を無償とするための所得要件を緩和すること。また、福祉医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

《地方への産業再配置》

- (3) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講ずること。
- ① 企業立地に当たり、地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設や、起債対象として、償還金に対する地方財政措置を講ずること。
 - ② 本社機能等の移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対し、国の助成制度や法人税の減免制度を創設すること。
 - ③ 企業が空き工場や空き校舎等を、地方における生産・研究拠点等として活用する際の改築費の補助制度を創設すること。
 - ④ 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地方への移住の促進》

- (4) 地方への移住を促進するため、次の措置を講ずること。
- ① 移住に伴い取得した空き家の不動産取得税及び固定資産税の軽減制度を創設するとともに、それに伴う地方への減収補てん措置を講ずること。
 - ② 高齢者の移住については、移住先自治体の財政負担を軽減するため、

移住者が移住元に残した土地や家屋等に対する固定資産税の一定割合を移住先自治体へ配分する制度改正を行うこと。

《地方大学の運営基盤の強化》

- (5) 地方大学の運営基盤を強化し、大学が地域の高等教育機関としての役割を十分に果たしながら、その歴史的経緯を踏まえた、特色ある基礎的な研究を充実できるよう、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る学生一人当たりにより要する経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。

《地方創生推進交付金等の活用》

- (6) 地方自治体の創意工夫により地域の実情に応じた地方創生のための取組を推進するため、地方創生推進交付金等の地方創生の取組を深化させるための交付金について、平成29年度以降も、少なくとも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間中は継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約、申請事業数の制限や交付金の上限額等について撤廃、緩和するとともに、事業繰越を柔軟に認めること。

《地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用》

- (7) 企業版ふるさと納税制度を活用して地方創生を進めるため、以下の措置を講ずること。
- ① 大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還助成事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。
 - ② 本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象にすること。
 - ③ 地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。

《公立図書館の資料の充実》

- (8) 公立図書館の資料を充実させるため、資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年10月に策定した「あきた未来総合戦略」では、「若者の県内定着の促進対策」として、県内外の人材を県内に定着させるため、県内企業に就職する新卒者等に奨学金の返還額の一部を助成することにしています。

しかしながら、本県の調査を始め各種調査では、大学等へ進学後の経済的な不安や卒業・就職後の奨学金返還等に伴う負担など多数の意見が寄せられています。

こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、進学を希望する者が高等教育を受けられ、また、地方に人材が還流す

るよう、奨学金返還助成制度など地方独自の取組に対する財政支援措置が必要です。

- (2) 県では、第3子以降を持ちたいという希望の実現を強力に後押しするため、全ての子どもを対象とする現在の保育料助成を維持しつつ、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の所得制限の下で、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成することにしました。

また、福祉医療費の助成について、従来は乳幼児と小学生を対象としていましたが、今年8月から対象範囲を中学生まで拡大しました。

しかしながら、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといった少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、将来の我が国の根本に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

併せて、福祉医療費助成に係る国民健康保険の国庫補助への減額措置についても、早急な廃止を求めるものです。

- (3) 長年にわたり形成されてきた首都圏への一極集中という強固な社会構造を地方のみで打破することは、極めて困難であり、国の責任において解決すべき国家的課題です。

県では、「産業振興による仕事づくり」として、航空機産業など今後の成長が見込まれる産業分野への新たな事業展開のほか、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、国においても地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (4) 県では、「移住・定住対策」として、移住者にとって移住を決定する際の重要事項である住居の確保について、市町村や不動産業界と連携した住環境情報の提供と空き家の改修支援などに取り組むことにしています。

都市圏から地方への人口の還流を一層促進するためには、空き家の活用と移住者の負担軽減の観点から、空き家に移住した場合の不動産取得税及び固定資産税を軽減することが必要です。

また、それに伴い地方の歳入に影響を与えないよう減収補てん措置を講ずることが必要です。

さらに、県では、「秋田版C C R C構想」を推進し、高齢者がその知識や経験を生かしながら活躍できるコミュニティーの形成を目指していますが、高齢者が移住する場合には、移住先自治体において新たな財政負担が生じることから、移住者が首都圏等に残した土地や家屋に対する固定資産税の一定割合を移住先自治体へ配分する制度改正を行うことにより、移住先自治体の財政負担を軽減する必要があります。

- (5) 地方大学が地域ニーズに対応した高等教育機関としての役割を十分に果たし、若者の定着や地域活力の向上に貢献できるよう、運営基盤を強化する必要があります。

また、近年、地方大学出身者が相次いでノーベル賞を受賞するなど、地方大学における基礎的な研究が注目されています。当県においても、古く

からの鉱山開発の歴史を生かし、100年以上にわたり資源分野を牽引する教育研究を行ってきた秋田大学が「国際資源学部」を新設し、日本の資源学の拠点として研究に取り組んでおり、地方大学の研究活動を充実させるためにも、大学の運営基盤を強化する必要があります。

- (6) 地方創生推進交付金等の地方創生の取組を深化させるための交付金について、少なくとも総合戦略の5年間を見据えて継続的に施策展開を図ることが必要です。

また、地方創生に係る交付金の予算規模について、平成28年度は平成27年度補正予算に地方創生加速化交付金の1,000億円、平成28年度当初予算に地方創生推進交付金の1,000億円が計上されていますが、推進交付金のうち公共分の約400億円については、従来、地域再生基盤強化交付金の対象となっていた、道路、污水处理施設、港湾の整備事業に交付されることとなっています。このため、実際は加速化交付金と推進交付金のソフト事業分を合計しても1,600億円であり、平成27年度の1,700億円と比較して予算規模が縮小しています。

さらに、申請事業数や交付金額の上限設定等の制約があることから、地方の実情に応じて十分活用できるようにする必要があります。

- (7) 県では、産業界と協力して、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還助成基金を設けることとし、平成28年度に予算措置したところです。

本基金は、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすという企業版ふるさと納税の制度趣旨にも合致するものですが、企業版ふるさと納税制度では、既に積み立てた基金については活用できないことになっています。

また、地元には地域への貢献意欲の高い法人も多く、地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附についても、地方公共団体の財政状況や事業の趣旨など、個別の判断に基づき、課税特例の適用を認めることが適切です。

さらに、地域再生計画の申請に1社以上の寄附の見込みが条件となっていますが、実際の寄附の受領は事業費が確定した後とされており、申出から実際に受領するまでに相当の期間を経過することとなり、企業の決算期をまたぐ可能性もあります。寄附の受入れ時期については、企業の意向に沿った対応を可能とするとともに、寄附の確約が得られていない場合であっても地域再生計画の申請を認める必要があります。

- (8) 当県は、都道府県で唯一、読書条例及び読書の日（毎年11月1日）を制定し、読書活動を推進しています。

地方創生を担う人材育成を進めるためにも、公立図書館が地域のニーズや利用者の知的欲求を満たす資料を充実させることが不可欠です。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 奨学金返還助成制度の創設

平成29年4月1日以降に県内に就職する者（公務員等を除く。）に対し、奨学金返還額の一部を助成。

- ・対象：新卒者及びAターン者
- ・補助：①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2/3を助成
②県が指定する特定業種（※）の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成

※県が指定する特定業種

- ・今後の成長が見込まれる航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連の5つの産業分野。

(2) 多子世帯向けの奨学金制度の創設

- ・対象：平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人以上の多子世帯に属する者
- ・金額：月5万円（無利子、借入期間の3倍の期間で返還）
- ・人数：年100人

(3) 保育料助成制度の充実

一定の所得制限の下で、全ての子どもを対象とする現在の保育料助成に加え、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成。

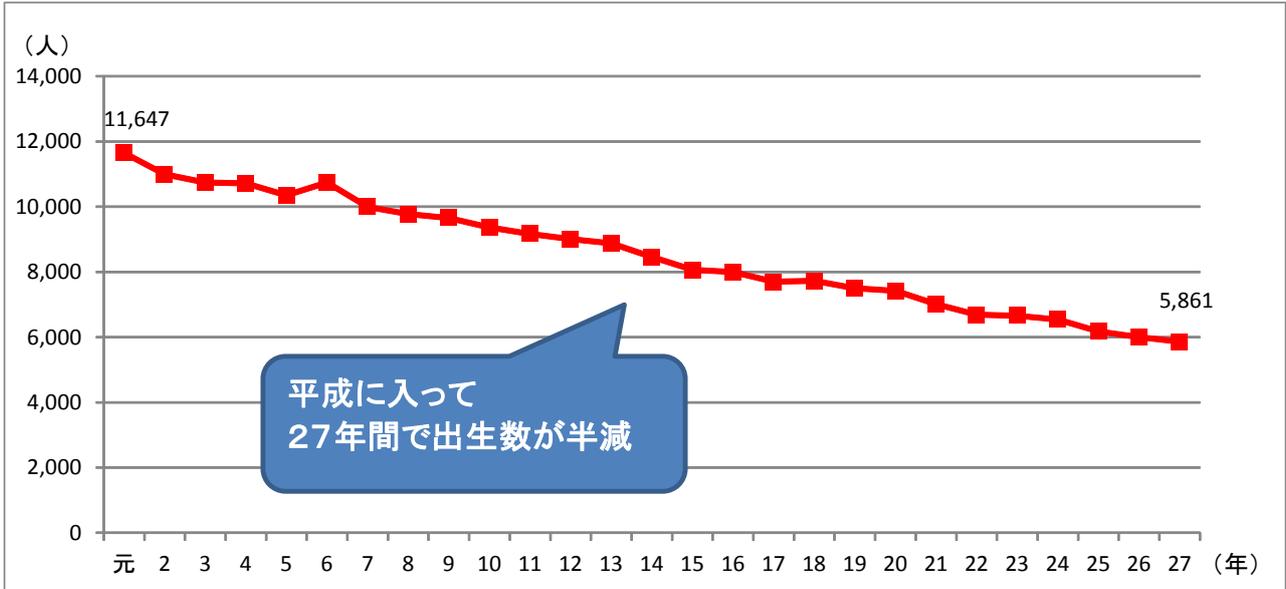
- ・対象：平成28年4月2日以降に、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯
- ・内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助

(4) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

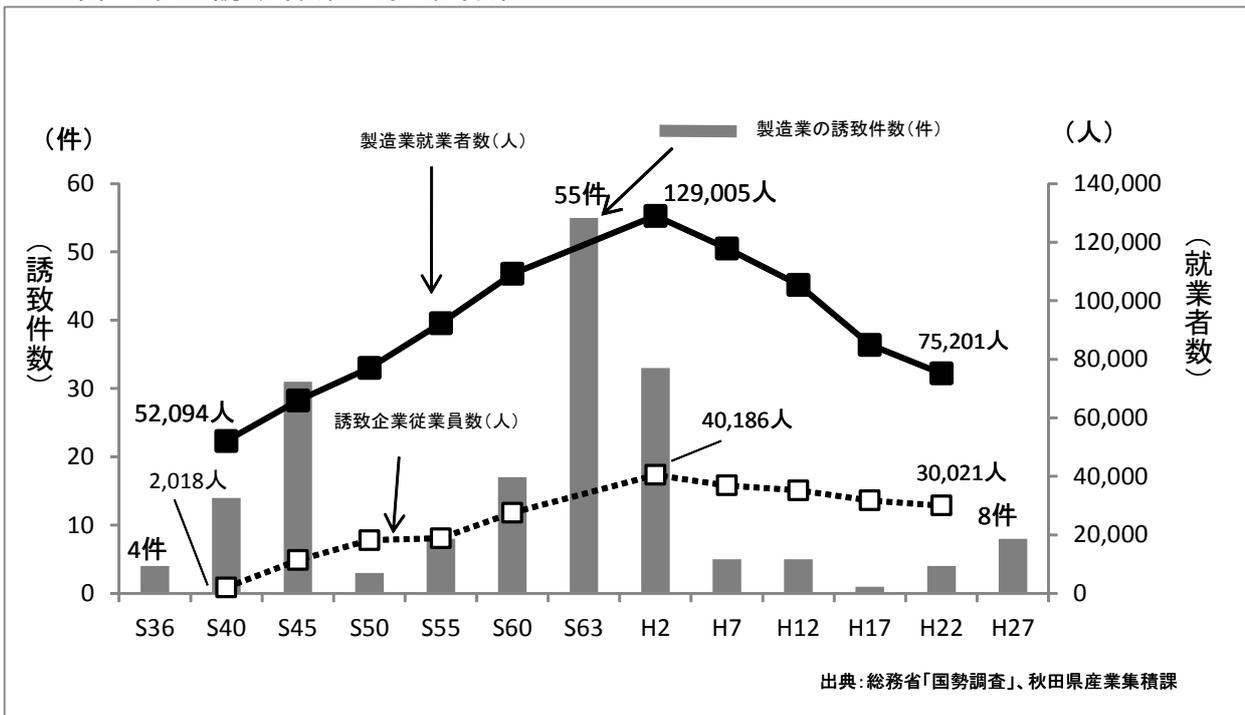
- ・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）
- ・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

2 秋田県における出生数の推移（平成元年～）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

3 製造業の誘致件数と就業者数



出典：総務省「国勢調査」、秋田県産業集積課

4 国立大学法人運営費交付金の推移

（単位：百万円、％）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国立大学法人運営費交付金	1,241,570	1,231,729	1,221,478	1,204,377	1,181,333	1,169,520	1,158,515	1,152,750	1,136,612	1,079,186	1,112,268	1,084,546	1,094,546
対前年度伸率	-	△0.8	△0.8	△1.4	△1.9	△1.0	△0.9	△0.5	△1.4	△5.1	3.1	△1.6	0
対H16伸率													△11.8

出典：文部科学省資料より作成

5 公立大学に関する地方交付税算定に係る単位費用の推移

(単位:千円、%)

種別	項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
理科系 (秋田県立大学)	種別補正後費用 (千円)	2,004	1,962	1,810	1,761	1,710	1,689	1,845	1,832	1,832	1,794	1,758	1,723	1,694
	対前年度伸率	-	△2.1	△7.7	△2.7	△2.9	△1.2	9.3	△0.7	0	△2.1	△2.0	△2.0	△1.7
	対H16伸率													△15.5
人文科学系 (国際教養大学 (H24までは文科系))	種別補正後費用 (千円)	334	308	273	256	245	227	248	243	242	455	451	443	441
	対前年度伸率	-	△7.8	△11.4	△6.2	△4.3	△7.3	9.3	△2.0	△0.4	87.9	△0.8	△1.8	△1.9
	対H16伸率													32.0

出典：総務省資料より作成

6 私立大学等経常費補助金の推移

(単位:億円、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
私立大学等経常費 補助金	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5
対前年度伸率	1.4	0.9	0.6	△1.0	△1.0	△1.0	0.1	△0.4	△0.7	△0.4	0.3	△1.0	0
補助割合 (補助金額/大学の 経常的経費)	11.9	11.7	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	-	-
対H16伸率													△3.4

出典：文部科学省資料及び日本私立学校振興・共済事業団資料より作成

7 市町村図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位:千円)

区分	H26	H27	H28
市町村立図書館(※)	153,098	156,484	146,987
県立図書館	38,648	38,574	38,310

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

Ⅱ 新たな成長産業への支援

Ⅱ－１ 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省資源エネルギー庁、産業技術環境局

【要望の内容】

- (１) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や数十万ボルト級の基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組を加速すること。
- (２) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた実証事業を行い、その加速化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (１) 本年３月に策定した「第２期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成２８～３７年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。
- (２) 東北電力は、本年５月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなったとして、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要となるとともに、費用負担も生じることになるとしており、このことが、再生可能エネルギーの導入拡大に支障を来すおそれがあります。
- (３) このため、再生可能エネルギーの導入拡大において、最大の課題となっている電力系統への連系可能量の増大に向け、国が主体となって、「電力広域的運営推進機関」による、電力会社間の地域間連系線の増強や、当県から太平洋側の５０万ボルト送電線に至る数十万ボルト級の基幹送電線の新設を早急に進めるとともに、系統運用に係る全国規模での需給調整機能

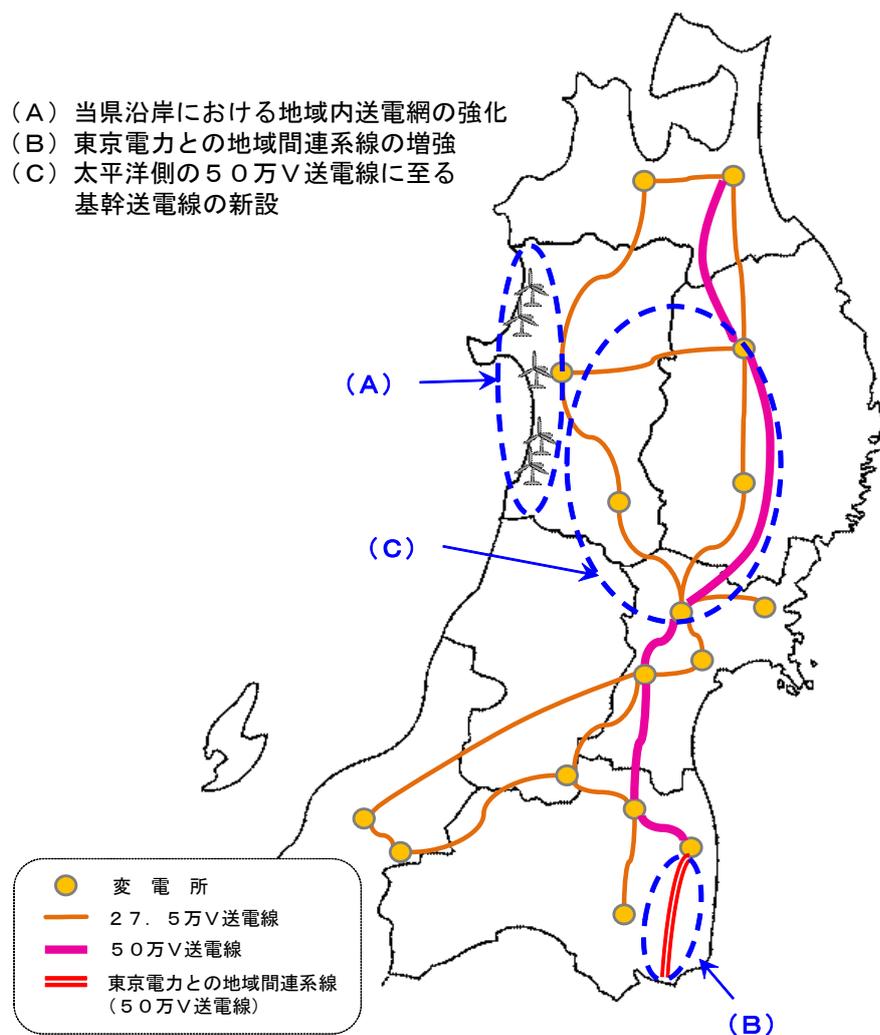
の強化を図る必要があります。

- (4) また、再生可能エネルギーの適地が偏在し、電力の供給地から需要地までの送電コストがかかることや、風力発電、太陽光発電は、季節や時間帯による出力の変動が大きいことが課題となっています。

このため、現在、国において、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

- (5) 当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業を効果的に行うための条件が整っています。

【参考資料】送電網の状況



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅱ－２ 洋上風力発電の導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁

【要望の内容】

洋上風力発電の導入促進を図るため、当県沿岸における地域内送電網の強化に対する支援を継続するとともに、円滑な実施に向けた環境の整備を促進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (１) 本年３月に策定した「第２期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成２８～３７年度）では、洋上風力発電の導入と、これに伴う関連産業の育成を、重点施策に位置付けており、昨年２月には、秋田港及び能代港における発電事業者を決定し、現在、環境アセスメントを始めとする各種調査が進められています。
- (２) また、港湾区域外の一般海域についても、漁業関係者を始めとする関係団体等との協議により、約３５１ｋ㎡に及ぶ候補海域を設定するとともに、関心を示す発電事業者に対し、事業化に向けた検討を行うよう働きかけ、本年３月には、その一部海域における環境アセスメントが開始されたところです。
- (３) しかしながら、当県沿岸は送電網が脆弱であることから、今後、洋上風力発電の大規模導入を実現するためには、送電網の強化が不可欠であり、現在、経済産業省の「風力発電のための送電網整備実証事業」を活用し、民間事業者による当県沿岸における地域内送電網の整備が進められています。
- (４) 今後とも、こうした地域内送電網の強化を円滑に進めるため、国による支援を継続するとともに、農地や保安林での送電網整備について、各種許可における規制緩和を行う必要があります。

(5) 加えて、首都圏に至る地域間連系線の増強などを進めながら、現行ルール（30日等出力制御枠）での接続可能量（251万kW）の拡大をできるだけ早期に図る必要があります。

【参考資料】

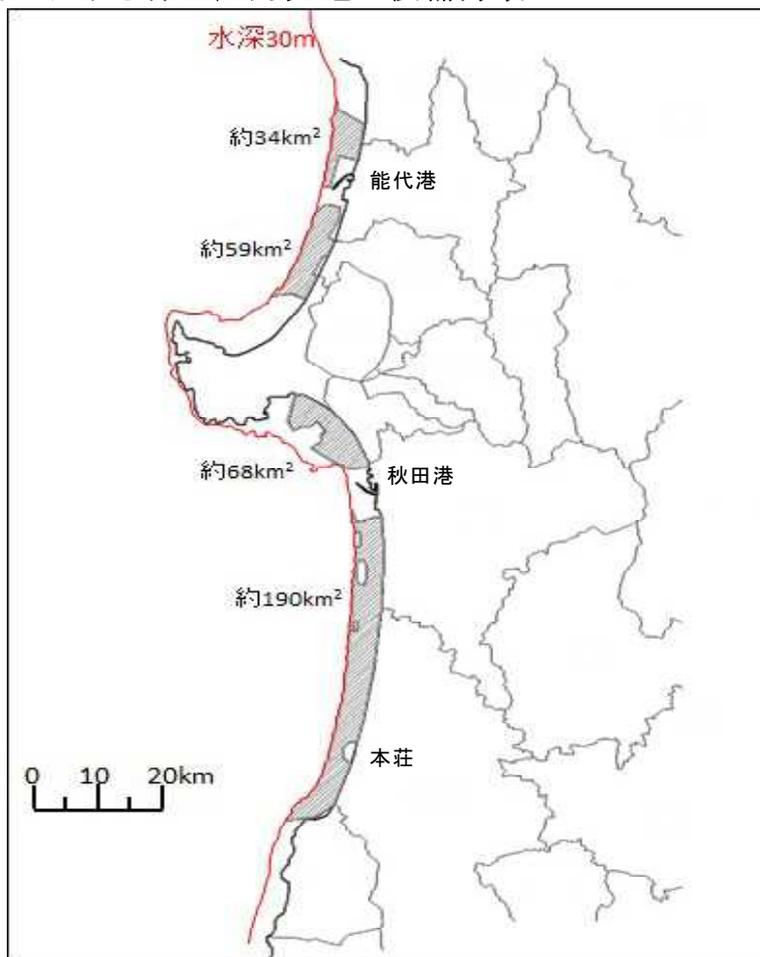
1 秋田港、能代港の適地（再生可能エネルギー源を利活用する区域）

秋田港（約351.4ha）

能代港（約378.0ha）



2 一般海域における洋上風力発電の候補海域



（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ 攻めの農林水産業の展開への支援

Ⅲ－１ 総合的なＴＰＰ関連政策大綱の着実な推進について

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、経営局、生産局

【要望の内容】

- (１) 経営安定対策の柱の一つとして導入が検討されている収入保険制度について、できるだけ多くの農業者を対象に、セーフティネットとして十分に機能する仕組みにすること。
- (２) 農林水産業の持続的な発展に向け、農業農村整備事業を始め、産地パワーアップ事業及び畜産クラスター事業のほか、農山漁村振興交付金などについて、十分な予算を確保すること。
- (３) 産地パワーアップ事業の対象品目に「菌床しいたけ」を追加するとともに、品目毎の面積要件を弾力的に運用できる制度にすること。
また、畜産クラスター事業において、畜舎等を整備する際の補助対象上限単価を積雪寒冷地の実情に即した水準に見直すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、生産現場の意見を踏まえ「秋田県ＴＰＰ農業関連対策大綱」を策定し、当県農業の発展に向け、国のＴＰＰ関連対策を活用しながら各般の施策事業を積極的に展開しています。
- (２) 収入保険制度については、青色申告を継続して実施している農業者を対象とする方向で検討が進められていますが、導入に当たっては新規就農者等も含め、多くの農業者が加入でき、再生産可能な収入水準を確保できる制度にする必要があります。
- (３) 産地パワーアップ事業については、当県で周年農業の柱に位置付けている「菌床しいたけ」が補助対象になっていないほか、品目ごとに定める面積要件（(例) 中山間地域等における野菜：施設 3 ha以上、露地 5 ha以上）によって、本事業を有効に活用できない事例があります。

また、畜産クラスター事業の畜舎等の補助対象上限単価は、積雪寒冷地における工事単価とは大きく乖離したものになっていることから、見直しが必要です。

【参考資料】

1 産地パワーアップ事業の実績と要望

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
平成27年度補正 (実績)	大館市長木地区、大館市上川沿地区、 JA秋田ふるさと、JA秋田しんせい 他21地区	1,164	539
平成28年度補正	大仙市中仙地区	337	156
平成29年度要望	北秋田市下杉地区、男鹿市五里合地区、 羽後町新成地区 他12地区	2,704	1,251

※ 菌床しいたけ施設は4地区から平成29～30年度の整備（事業費904百万円）要望あり。

2 畜産クラスター事業の実績と要望

(単位：百万円)

予算時期等	地区	事業費	補助金
平成27年度補正 (実績)	仙北市山谷地区、秋田市河辺和田地区、 横手市平鹿地区、湯沢市山田地区 他1地区	2,835	1,284
平成28年度補正	秋田市河辺堤の下地区、秋田市河辺道の下 地区、大仙市西仙北地区 他6地区	2,617	1,198
平成30年度要望	大館市雪沢地区、仙北市角館地区、 羽後町西馬音内地区	1,404	650

3 畜産クラスター事業における補助対象上限の概要

	畜産クラスター事業（施設整備事業）		秋田県内での実情 (平成26年度事例)
	基準事業費	特認事業費	
肉用牛舎	24千円/m ²	31千円/m ²	67千円/m ²
堆肥舎500m ² 以上	31千円/m ²	40千円/m ²	71千円/m ²

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

Ⅲ－２ 農地集積・集約化対策事業の制度堅持と予算確保 について（新規）

農林水産省経営局

【要望の内容】

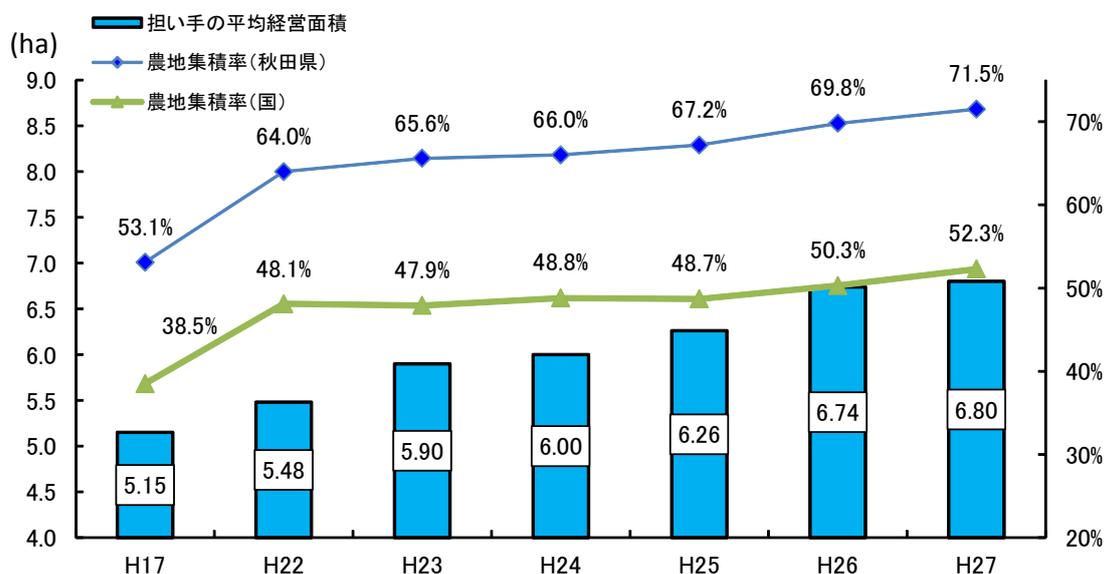
- (1) 農地中間管理機構を活用し、農地の集積を図る「農地集積・集約化対策事業」は、担い手の経営基盤の強化やコスト低減に極めて有効であることから、制度を堅持し、継続的かつ安定的な運用に配慮すること。
- (2) 本事業を円滑に推進し、着実に成果を上げるため、機構集積協力金の予算を十分に確保するとともに、事業の推進に必要な経費についても、地方に新たな負担が生じることのないよう配慮すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成35年度までに担い手への農地集積率90%を実現するため、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を積極的に進めており、これまで、関係機関が一体的に活動する推進チームの設置や、重点推進地区への現地相談員の配置による合意形成活動の展開等により、新規集積面積は全国上位となっています。
- (2) 機構集積協力金に係る国から県への補助金については、今般、新規集積面積10a当たり5万円を基準とする仕組みに改められましたが、実質的な交付水準が低下し、現場に混乱や不満が生じています。
- (3) 農業の競争力強化が喫緊の課題となっている中で、農地の集積・集約化は、担い手の経営基盤を強化し、効率的な農業経営の実現に向けた重要な取組であることから、「農地集積・集約化対策事業」については、制度を堅持し、継続的かつ安定的に運用していく必要があります。
- (4) また、農地中間管理機構に対する知事の認可や命令等の権限は、法定受託事務とされており、本対策については国が責任を持って取り組む必要があることから、機構集積協力金の予算を含め、地方に新たな負担が生じることのないよう、十分な財源を確保する必要があります。

【参考資料】

1 当県における農地集積の推移



※ 農地集積目標(H35年度)は、秋田県90%、国80%

2 中間管理事業の実績

平成26年度		平成27年度	
機構貸付実績	うち新規集積	機構貸付実績	うち新規集積
1,049ha (7位)	722ha (3位)	3,679ha (5位)	2,038ha (2位)

※ () は全国順位

3 平成28年度の新たな取組

中間管理機構を活用した貸付農地面積目標を3,000haに設定し、新たに次の取組を実施

<p>① 出し手(貸付希望者)の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地説明会やメディアを活用したPR、現地相談員の増員(H27: 8名→H28: 20名)
<p>② 農地集約化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業と連携し、集約化を推進するモデル地区の設定(43か所) ・県農業法人協会との連携協定に基づく、マッチング活動の強化
<p>③ 中山間地域対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域対策チームの設置、条件不利地域の多い県北地区に駐在員を配置

(県担当課室名：農林水産部農林政策課)

Ⅲ－３ 平成３０年以降の需要に応じた米生産への環境づくりについて

農林水産省大臣官房、生産局、政策統括官

【要望の内容】

- (１) 平成３０年以降、農業者や農業団体が米政策の見直しの趣旨を理解し、自ら生産数量を判断できるよう、主食用米の産地・銘柄別の需要や在庫、価格動向等に関する情報をよりきめ細かに、かつ、わかりやすい形で提供すること。
- (２) 水田のフル活用と創意工夫による産地づくりが図られるよう、産地交付金を含め、水田活用の直接支払交付金に係る予算を十分に確保するとともに、農業者が安心して取り組むことができるよう、将来にわたり現行の交付水準を維持すること。
- (３) 認定農業者等の担い手が将来に展望を持って営農に取り組めるよう、ナラシ対策については大幅な米価下落に対応できる仕組みに見直すこと。
また、平成３０年以降のナラシ対策においては、農業者の需要に応じた米生産の取組に対するインセンティブとなるような仕組みとすること。
- (４) 老朽化が著しい穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対し支援措置を講ずること。
また、既存施設の改修など、飼料用米の保管・流通施設等の整備への支援を拡充すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、配分廃止後、当面は、県産米の需要動向を踏まえた県全体での生産量の目安を提示する方針ですが、生産者等が自らの生産量を判断するためには、県産米に関する需要動向や価格・数量に関する国からのきめ細かな情報提供が不可欠となっています。

- (2) 当県では、複合型生産構造への転換と農業所得の確保を図るため、今後も需要が見込まれる飼料用米や、大豆・野菜等の戦略作物の更なる拡大を推進しており、そのためには、産地交付金を含めた水田活用の直接支払交付金制度の継続とともに、十分な予算確保が必要です。
- (3) ナラシ対策については、補てんの対象が標準的収入額の2割までとされているなどの課題があり、その仕組みを見直していくことが必要です。
また、平成30年以降は生産数量目標の配分がなくなることから、ナラシ対策による補てんを前提に、実需に結び付かない過剰作付を行うようなモラルハザードを防止できる制度にする必要があります。
- (4) 当県に設置されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設等のうち、4割以上が昭和40～50年代に建設されたもので、老朽化や機能低下が著しいため、施設の改修や更新が喫緊の課題です。
また、飼料用米の流通・保管施設について、倉庫等の既存施設の改修は国庫補助の対象になっておらず、更なる流通コストの低減を図るためには、こうした施設も対象にすることが必要です。

【参考資料】

1 当県における水田活用の直接支払交付金の交付状況

(百万円)

	H27	H28
作物別・耕畜連携	9,465	9,979
産地交付金	5,021	5,231
計	14,486	15,210

※ H28年の作物別・耕畜連携は見込額、産地交付金は特別交付金含む

2 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

設置時期	S41～50	S51～63	H元～10	H11～20	H21～	計
設置基数	15	5	17	3	5	45
うち35年経過※	12	0				12

※全体のうち、35年(鉄筋コンクリート造サイロの耐用年数)を超えて増強等が行われていないもの

3 飼料用米専用施設整備への県独自の支援状況

事業名：飼料用米総合対策事業（うち保管・流通体制整備事業）

補助率：1／3以内（上限2,000万円）

平成26年度	あきた北央農協：既存の乾燥調製施設への乾燥機設置 4基
平成27年度	かづの農協、あきた北農協、鷹巣町農協：既存倉庫の改修
平成28年度	鷹巣町農協：既存倉庫の改修

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅲ－４ 農業農村整備事業の予算確保について

農林水産省農村振興局

【要望の内容】

農地・農業水利施設を整備・保全する「農業農村整備事業」は、水田農業の生産コストの縮減や複合型生産構造への転換を図るとともに、農業用水の安定供給、農村地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な施策であるため、今後とも、必要な予算を安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

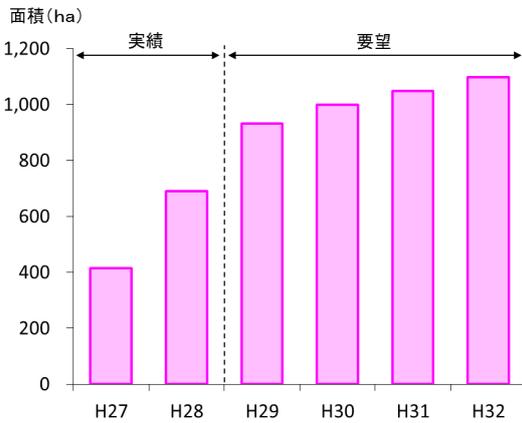
- (1) 水田の大区画化や畑地化等を図る農地の整備は、担い手への農地集積や生産コストの縮減はもとより、園芸作物の生産拡大など、当県農業の持続的発展を図る上で極めて重要な施策です。
生産現場では、農業収益力の向上を目指す意欲ある農業者が、園芸作物を組み合わせた複合経営への転換を図るため、ほ場整備の実施・加速を強く求めています。
- (2) 当県の基幹的農業水利施設は、その約4分の1が標準耐用年数を超過しており、自然災害が激甚化・頻発化している中で、長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的に実施し、農業用水の安定供給と農村地域の安全・安心を確保する必要があります。
- (3) また、国営かんがい排水事業については、実施中の「田沢二期地区」「横手西部地区」「旭川地区」を着実に推進するとともに、調査中の「八郎潟地区」についても、地元要望を十分勘案して計画を策定し、着工・推進する必要があります。

【参考資料】

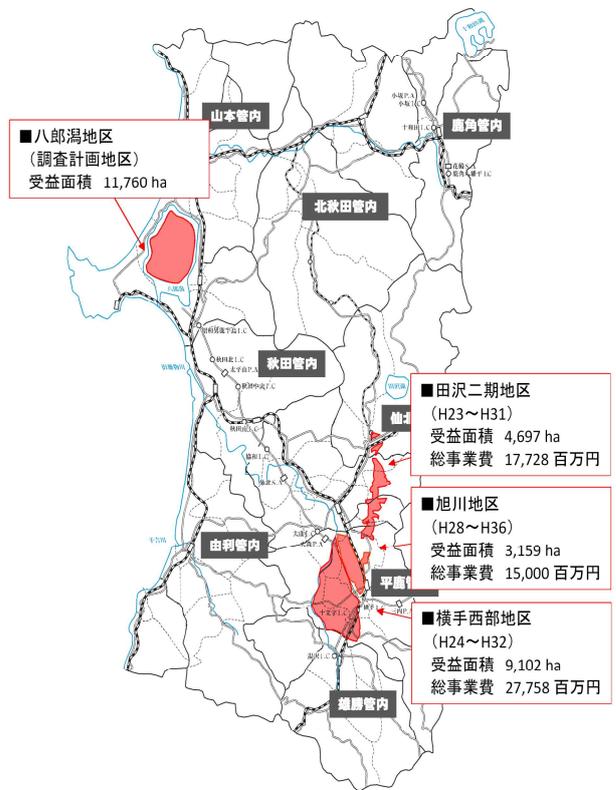
【ほ場整備を契機とした園芸作物の産地形成】



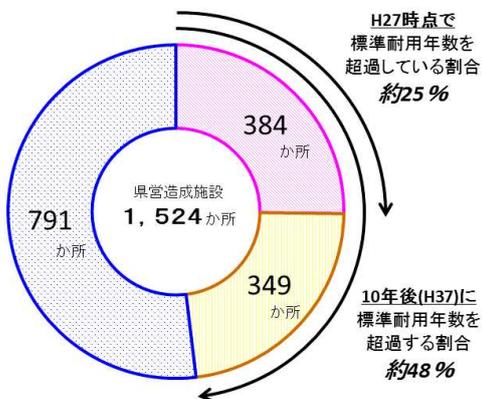
【県営ほ場整備の実績・要望面積】



【国営かんがい排水事業位置図】



【当県の基幹的農業水利施設の現状】



(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

Ⅲ－５ 浜の活力再生広域プランの着実な推進について

農林水産省水産庁

【要望の内容】

浜の活力再生広域プランの目標達成に向けて、地域連携による浜の機能再編や中核的担い手の育成など、関連する施策を計画的に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内全域の漁業関係者で組織する秋田県広域水産業再生委員会において、「浜の活力再生広域プラン」を平成27年度末に策定し、本年度から、生産の効率化や流通の合理化、中核的担い手の育成に取り組んでいます。
- (2) また、県水産振興センター栽培漁業施設や秋田県漁業協同組合の鮮度保持施設等を広域浜プラン関連事業の活用により整備することにしており、本プランの目標達成に向けて着実に事業を推進する必要があります。

【参考資料】

1 広域浜プラン関連事業の主な実施計画

事業名	実施内容	実施主体	実施年度
広域浜プラン緊急対策事業	水産物の直売等（プランの実証）	県漁協	H28～30
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	中核的漁業者への漁船リース	県漁協	H28～
水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産振興センター栽培漁業施設整備	県	H28～30
	アワビ種苗生産施設整備	県(栽培協会)	H30
	製氷・貯氷施設整備	県漁協	H28～29
	築いそ、活魚施設整備	潟上市	H28～29

2 漁協や漁業者による水産物の直売の様子



H28. 4. 29 秋田市土崎



H28. 5. 28 にかほ市金浦

3 水産振興センターの栽培漁業施設完成CG



(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

Ⅲ－６ 林業の成長産業化の実現と地球温暖化防止に資する森林整備対策の強化について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省林野庁

【要望の内容】

- (1) 林業の成長産業化の実現に向け、川上から川下までの総合的な対策を継続的に実施できるよう、「次世代林業基盤づくり交付金」の予算を十分に確保すること。
- (2) 再造林の確保など適切な森林整備の計画的な推進のため、造林公共予算を十分に確保すること。
また、山地災害防止や資源循環利用の観点から、定額補助制度の創設など主伐後の再造林への新たな仕組みを構築すること。
- (3) 森林吸収源対策を着実に推進するため、地方における安定的な財源として、「国税版森林環境税（仮称）」を早急に創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 林業の成長産業化を実現するためには、県産材の安定供給体制の整備や、公共施設等の木造化、CLT等の新製品の開発・実証等の木材の需要拡大対策に総合的に取り組む必要があり、こうした取組を支援する「次世代林業基盤づくり交付金」等の予算を安定的に確保することが必要です。
- (2) 日本一のスギ人工林資源を有する当県において、間伐等の着実な実施や山村地域の雇用創出の観点からも造林公共予算の増額が必要です。
- (3) 資源の循環利用を含め、森林の多面的機能を発揮させるためには「伐ったら植える」というサイクルが必要です。
当県では、県単独事業として皆伐・再造林を一貫施行するシステムをモデル的に実施していますが、県内に波及させるためには、更なる行政の支援が必要となっています。

- (4) 森林整備の推進は、地球温暖化防止のほか国土の保全等の公益的機能の発揮や木材生産、雇用の創出など地方創生に大きくつながることから、安定した財源を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

○森林整備加速化・林業再生基金等による林業・木材産業への主な効果

(H20との比較)

- ・ 素材生産量 8 3 万 m³ (H20) → 1 2 4 万 m³ (H27) (4 9 % 増)
- ・ 製材品及び合板出荷量 6 4 万 m³ (H20) → 8 5 万 m³ (H27) (3 3 % 増)
- ・ 林業産出額 (木材生産) 7 8 億円 (H20) → 1 2 7 億円 (H26) (6 3 % 増)
- ・ 新規林業雇用労働者 1 0 1 人 (H20) → 1 4 1 人 (H27) (4 0 % 増)



高性能林業機械による間伐



秋田スギの乾燥機械

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

Ⅲ－７ 山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策 事業の予算確保について

農林水産省林野庁

【要望の内容】

- (1) 集中豪雨や台風等により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除事業及び次世代林業基盤づくり交付金の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年頻発している集中豪雨や台風等により山地災害が発生しており、特に平成25年度、平成26年度の豪雨等により発生した山地災害については、整備進捗率が約30%と遅れ、また、早急な対策を要する地区が50か所もあることから、更なる予算確保が必要です。
- (2) また、当県では森林整備保全事業計画に位置付けられている「森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数」を、平成26年度から平成30年度までの5か年間で、1,017集落から1,507集落まで増加させることにしていますが、近年の予算事情等から進捗率が約71%にとどまっており、計画的な事業着手が困難となっています。
- (3) 松くい虫被害については、海岸等の保全マツ林を中心として、徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部の被害先端地域にあっては依然として高い水準で被害が発生しており、被害の早期発見及び駆除による徹底した防除の継続が必要です。
- (4) ナラ枯れについては、当県が独自に定めた「守るべきナラ林」を中心に被害木の駆除や樹幹注入による防除を実施していますが、県内15市町村で被害が発生し、国定公園や世界自然遺産地域の白神山地周辺部にも被害が拡大していることから、更なる防除対策が必要です。

【参考資料】

1 早急な対策を要する箇所



H25豪雨災（大館市蛭沢地区）



H26豪雨災（男鹿市上中神地区）

2 森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数*

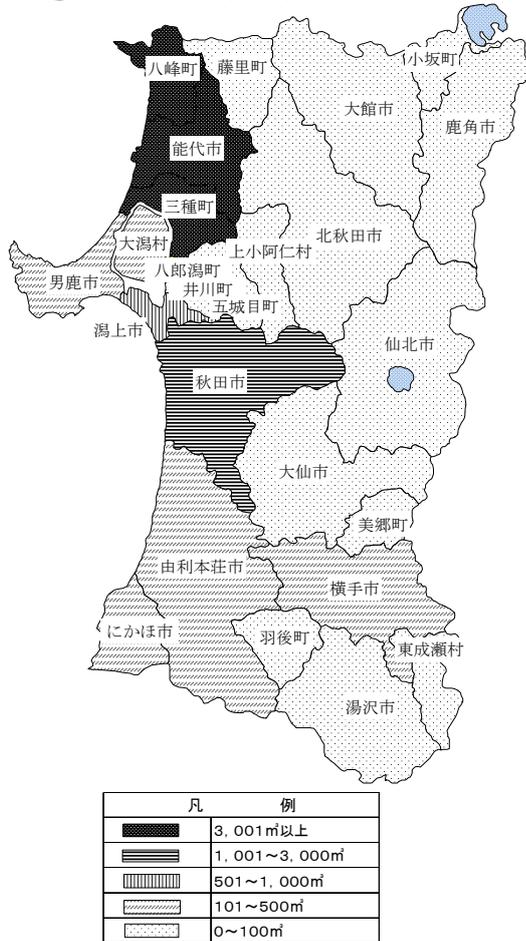
(単位：集落数)

項目	H25	H26	H27	H28(見込み)	H29	H30
計画	1,017	1,115	1,213	1,311	1,409	1,507
実績	1,017	1,035	1,049	1,064		
進捗率	—	69%	70%	71%		

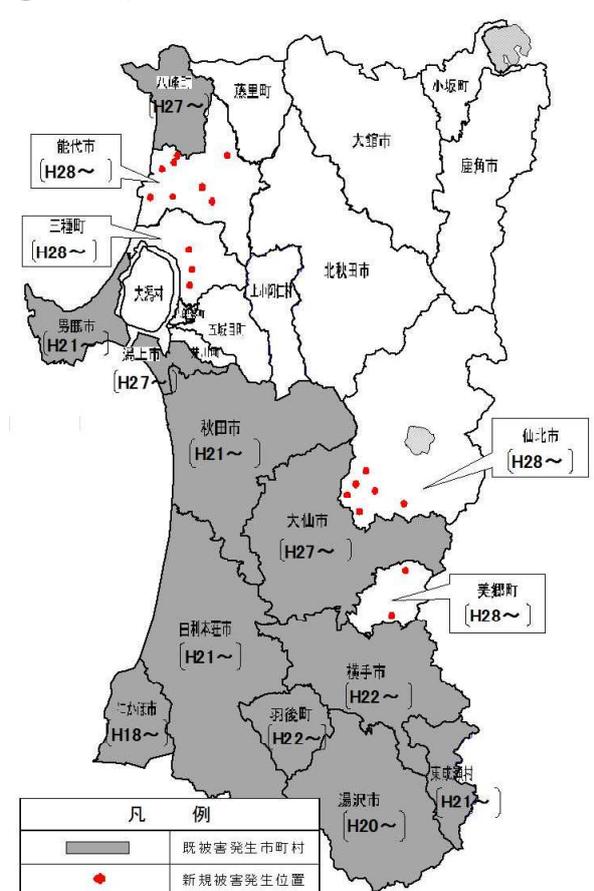
※ 全県4,398集落のうち、山地災害の恐れがある集落の数であり、複数の人家や公共施設が保全対象とされているもの。

3 森林病虫害発生状況

①松くい虫(H27)



②ナラ枯れ(H28)



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV 人口減少社会への対応に向けた支援充実

IV-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部

【要望の内容】

- (1) 現在の少子化の状況が危機的状況にあることを踏まえ、これまで以上に地方における取組が必要になることから、地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に推進するため、「地域少子化対策重点推進交付金」がより使いやすくなるよう、制度の運用に配慮すること。
- (2) 低所得者を対象に結婚に伴う新生活を経済的に支援するため創設された「結婚新生活支援事業費補助金」について、真に必要な世帯に対して支援ができるよう、世帯所得要件の緩和など補助対象基準の見直しを行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

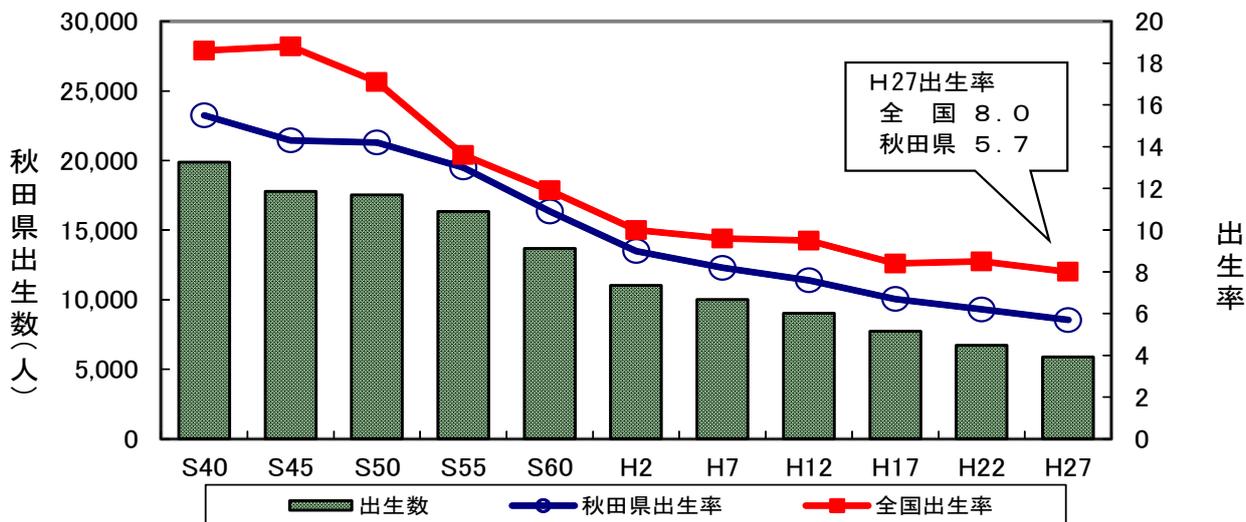
- (1) 当県は、出生率が平成7年以降21年連続、婚姻率が平成12年以降16年連続で全国最下位、人口減少率も直近5年間で5.8%と全国で最も高く、その対策を講ずることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置付け、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援、専門アドバイザー派遣による中小企業の一般事業主行動計画策定の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 地方自治体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」については、外部有識者による審査等により、交付決定までに時間を要し、事業着手に遅れを生じることがあることから、審査時における詳細な採択基準を事前に示すなど、運用の改善を図る必要があります。

また、低所得者を対象に結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、昨年度新たに創設された「結婚新生活支援事業費補助金」について、補助の

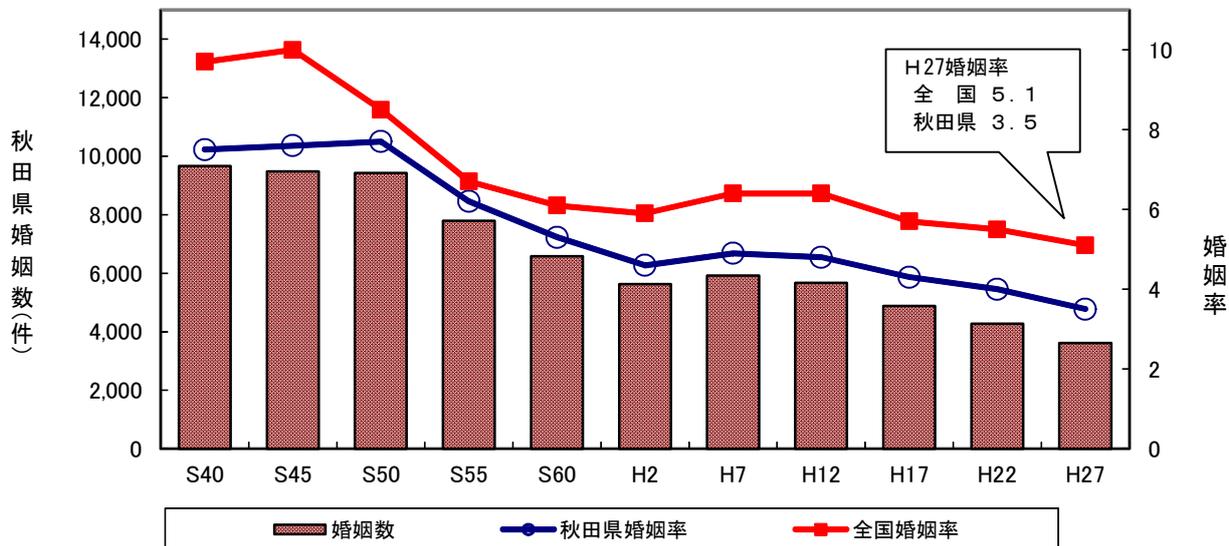
対象が「夫婦の所得を合算した金額が300万円未満の世帯」と所得要件が非常に高いハードルになっていることから、その補助対象基準を見直す必要があります。

【参考資料】

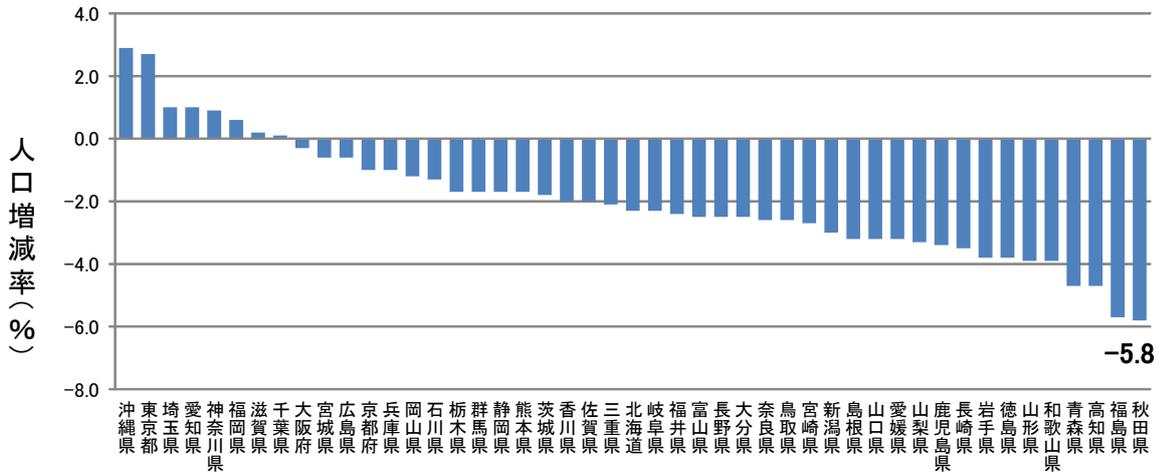
1 当県の出生数・出生率



2 当県の婚姻数・婚姻率



3 都道府県別人口増減率(平成22年～平成27年)



※1、2は人口動態調査(概数)【厚生労働省】、3は平成27年国勢調査人口等基本集計結果による。

4 県内における「地域少子化対策重点推進交付金」の活用状況

【県事業】

実施年度	事業名	事業概要	備考
H27	秋田県あきた出会いサポート・相談事業	①全ての県民を対象とした、結婚に関する悩みや相談を受け付ける「なんでも相談窓口」を、あきた結婚支援センターに設置する。 ②結婚サポーター育成に向け、研修会を開催するほか、広域連携を図るため、結婚サポーター等による広域モデル事業を実施する。	
	あきた子育てふれあいカード全国共通展開事業	①「あきた子育てふれあいカード」の全国共通展開に伴い、新たなカードの作成・更新を行うほか、関係Webサイトの改修を行う。 ②「あきた子育てふれあいカード」の利活用促進及び新規協賛店の獲得に向け、子育てイベントや情報誌を活用しPRする。	

【市町村事業】

実施年度	市町村名	事業名	事業概要	備考
H27	鹿角市	出会い応援事業	①結婚を希望する者や結婚をサポートする者に対して、結婚に向けた各種支援制度や結婚に関する正しい知識を適切に伝えるため、「出会い応援パンフレット」を作成し配布するほか、市広報誌による情報提供を行う。 ②結婚を希望する者の不安を解消し、結婚に向けた意欲を図るため、セミナーや出会いイベントを開催する。	・全25自治体中、3自治体が活用(活用率12.0%) ※当初は5自治体が計画したものの、事業要件のクリアが難しく、断念した自治体が2自治体
	大館市	大館市婚姻支援事業	①独身者同士を引き合わせるきっかけの場の提供やその後のフォローを行うため、「世話焼き人」を設置し、出会いや結婚に関するアドバイス及びお見合い相手の紹介などの結婚支援を行う。また同時に、「世話焼き人」のスキルアップのための研修会等を開催する。	
	五城目町	幸せに出会い世界一子どもを生ま育てやすいまちづくり推進事業	①婚活に踏み出せない男女の出会いを促進するため、「結婚おせっかいやき隊」を設置し、出会いイベントの開催等の結婚支援を行う。また同時に、「結婚おせっかいやき隊」のスキルアップのための講習会等を開催する。 ②町全体における結婚から子育てに対する意識醸成のため、当事者及び地域住民等によるワークショップを行うほか、ガイドブックの作成配布や結婚・子育て支援サイトを開設し情報提供する。また、地域住民が主体となる活動に対して支援する。	

5 県内市町村における「結婚新生活支援事業費補助金」の活用状況

実施年度	市町村名	交付決定内訳		執行状況(9月末現在)			備考
		交付決定額(千円)	見込世帯数(世帯)	執行額(千円)	申請世帯数(件)	執行率	
H27	大館市	20,250	150	135	1	0.7%	【活用状況】 全25自治体中、3自治体が活用(活用率12.0%)
	上小阿仁村	540	4	135	1	25.0%	【執行状況】 左記の市町村からは、所得要件のハードルが高いため、執行に結び付かないといった意見が多数あり
	五城目町	675	5	135	1	20.0%	

(県担当課室名 企画振興部人口問題対策課)

V 観光・文化の振興

V-1 県・市連携文化施設整備への支援について

①社会資本総合整備事業「暮らし・にぎわい再生事業」の拡充

国土交通省住宅局

【要望の内容】

県民の文化芸術活動の活発化はもとより、コンベンション等の開催により交流人口を拡大し、まちの賑わい創出を図るため、県・市連携文化施設を秋田市の中心市街地に整備し、平成28年度に中心市街地活性化基本計画の認定を経て、平成29年度には社会資本総合整備事業「暮らし・にぎわい再生事業」を活用したいと考えていることから、事業の継続とともに大幅な予算の拡充を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県民会館は、築後55年が経過し老朽化しているほか、舞台面積や楽屋の不足等により実演芸術やコンサートが開催できない場合があるなど、鑑賞者や出演者のニーズに十分対応できない施設になっています。
- (2) 秋田市文化会館も築後36年が経過し、老朽化の進行と併せ、耐震補強や給排水設備の更新など大規模な改修が必要な状況にあります。
- (3) 今後、県、市が直面する人口減少や財政を取り巻く状況を考えた場合、県、市が共同で施設の整備を進め、一体的に運営することにより、効率的・効果的な事業の推進が可能となるほか、こうした取組は行財政改革の観点からも有用です。
- (4) 県・市連携文化施設の整備により、県民の鑑賞機会の拡大や文化活動の活発化のほか、3,000人規模のコンベンションを開催できる機能を付加することで、交流人口の拡大や秋田市の中心市街地の賑わいの創出にも貢献する施設を目指しています。

<スケジュール>

平成28年度	「秋田市中心市街地活性化基本計画」認定
平成29年度～	調査・設計（暮らし・にぎわい再生事業）
平成31年度～	建設工事着手（暮らし・にぎわい再生事業）

V - 1 県・市連携文化施設整備への支援について

②公共施設最適化事業債の拡充

総務省自治財政局

【要望の内容】

県民会館と秋田市文化会館を集約した文化施設を県、市が共同で整備し、運営管理も一体的に行うことにしており、平成28年度には具体的な施設機能や施設配置案などからなる整備計画を策定し、平成29年度には設計に着手する予定であるが、「公共施設最適化事業債」の期間が平成29年度までの3年間とされているため、期間の延長と地方債計画計上額の大幅な増額を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化、複合化を実施する場合、事業費の90%まで充当できる「公共施設最適化事業債」が創設されました。
 - ・期間 平成27年度から3年間
 - ・交付税算入率 50%
 - ・平成28年度計画額 1,130億円
- (2) 当県では、全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進んでおり、老朽化する公共施設の集約化・複合化など、再編を図ることで、より効率的なサービスを提供していくため、昨年度「あきた公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- (3) 県、秋田市が共同で整備する文化施設も、こうした理念に基づき整備するものであり、両自治体の総合管理計画に位置付けるほか、今年度「県・市連携文化施設に関する整備計画」を策定し、施設整備の財源として「公共施設最適化事業債」を活用することを目指しています。
- (4) 本事業は、人口減少社会において、自治体間の枠を超え、老朽化が進む公共施設の再編を進める先進的な取組であります。
- (5) 県・市連携文化施設は、平成33年度の完成に向けて、設計業務については29年度、建設工事については31年度の着手を目指しています。

<スケジュール>

平成28年度	県・市連携文化施設に関する整備計画の策定
平成29年度	調査・設計（公共施設最適化事業債）
平成31年度	建設工事着手（公共施設最適化事業債）

県・市連携文化施設の整備

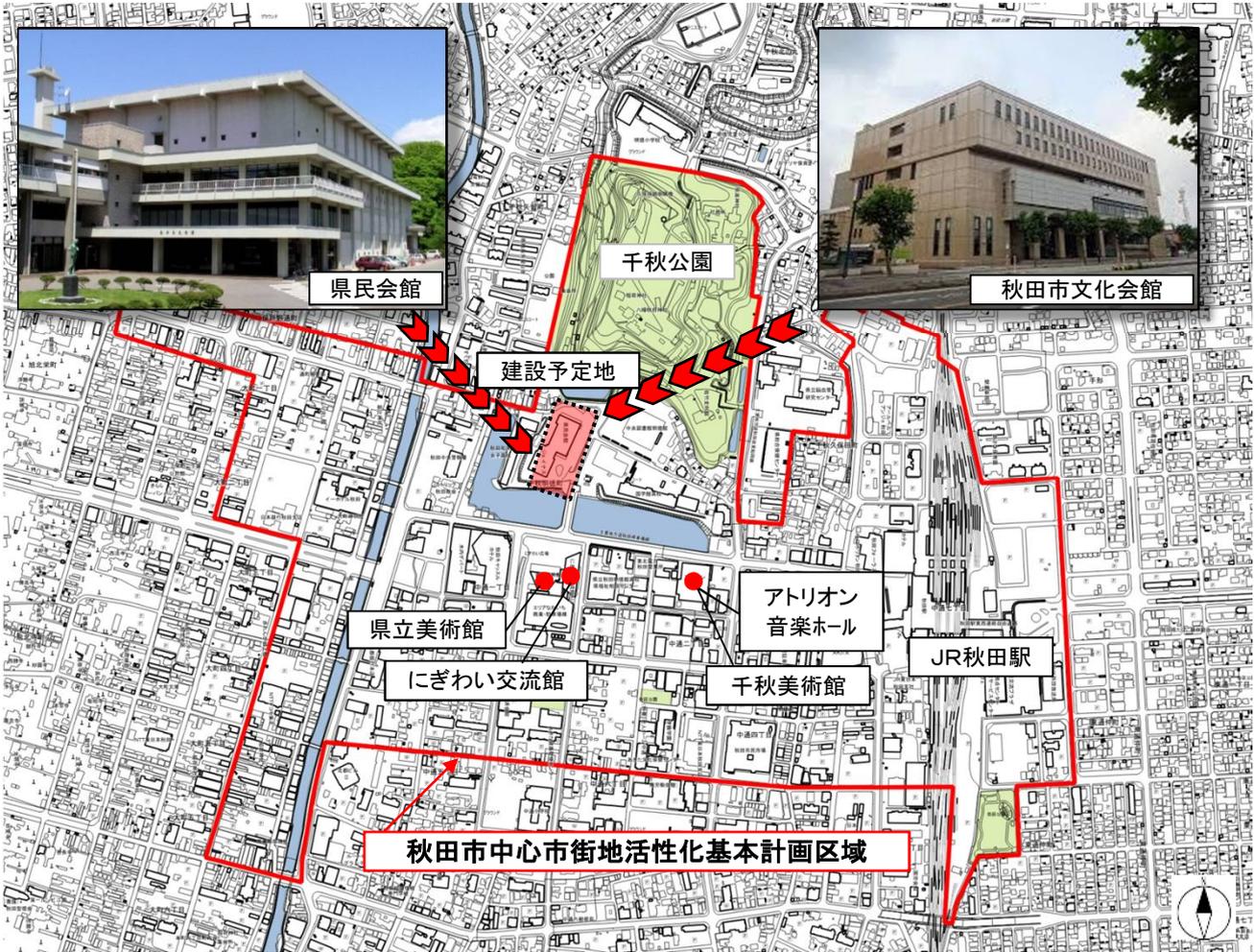
【県民会館】
 ○ 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,304㎡
 ○ 座席数 大ホール 1,839席
 ○ 平成27年度 入場者数 177,358人
 施設稼働率 66.5%
 ○ 主な課題
 築後55年を経過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

【秋田市文化会館】
 ○ 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
 ○ 座席数 大ホール 1,188席
 ○ 平成27年度 入場者数 92,405人
 施設稼働率 63.9%
 ○ 主な課題
 築後36年を経過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修を要するほか、耐震補強も必要

県・市連携文化施設 (延床面積：21,500㎡)



秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく



(県担当課名 文化振興課・建築住宅課)

V-2 中国人観光客に対する数次査証の発給拡大について (新規)

法務省入国管理局
外務省領事局
国土交通省観光庁

【要望の内容】

中国人が観光目的で訪日し、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のいずれかの県に1泊以上する場合に数次査証（有効期間3年、1回の滞在期間が30日以内）を発給しているが、その対象を被災三県のみならず、本県を含む東北地方の各県に拡大すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者の大幅な増加を踏まえ、これまでの政府目標を大幅に前倒しし、2020年までに4,000万人に増加させるとともに、特に、東北地方における外国人宿泊者について、現在の約3倍となる150万人泊とする新たな目標が示されています。
- (2) 東北地方は、東日本大震災の影響による観光客の落ち込みからの回復が遅れており、国内のインバウンド急増の効果が波及していない状況にある中、本県の東日本大震災後の中国人の観光客は、東北地方の他県と比較して最も少なくなっています。

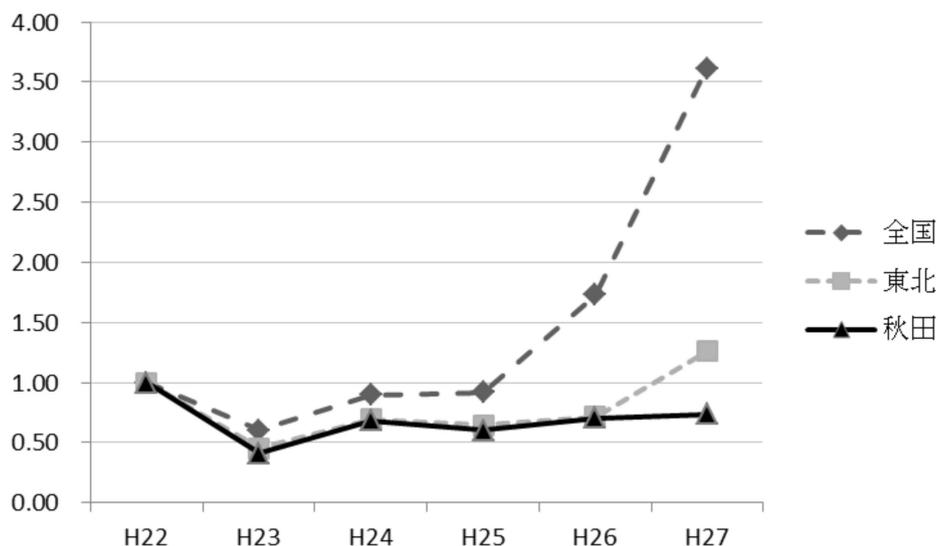
【参考資料】

1 平成27年外国人宿泊者数の状況

地域	宿泊者数（千人）	比率
北海道	5,413	8.9
東北	525	0.9
関東	23,411	38.7
北陸信越	1,551	2.6
中部	4,906	8.1
近畿	14,865	24.6
中国	997	1.6
四国	357	0.6
九州	5,038	8.3
沖縄	3,440	5.7
全国	60,509	

出典：平成27年観光庁宿泊旅行統計調査

2 中国人宿泊者数の推移（平成22年を1とした場合）



出典：観光庁宿泊旅行統計調査

（県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課）

VI 社会基盤整備及び防災・減災対策の着実な推進

VI-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理を計画的に推進するため、社会資本整備や防災・減災、老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算における公共事業関係費を7兆円以上の規模に拡大し、今後、持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成29年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、人口減少の克服と秋田の創生の実現に向け、成長分野である航空機産業や新エネルギー産業の振興などに取り組んでおり、これら施策の基盤となる社会資本の整備を計画的に推進していく必要があります。
また、熊本地震や北海道・東北地方の台風による豪雨災害など、今年も全国各地で甚大な被害が発生しており、頻発する自然災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、港湾、河川等の老朽化対策の確実な実施が急務となっています。
- (2) 国の公共事業関係費は、ここ数年は下げ止まっているものの、未だピーク時の6割（当初予算比）程度であり、計画的な事業の進捗に支障を来しています。
また、当県の建設企業数は減少し、入職者の減少等から人材の確保や育成が厳しく、今後、地域を支えることが困難になると懸念されます。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合、通常予算に影響を及ぼし、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな影響があると懸念されます。

ストック効果を重視し計画的な社会資本整備を推進

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



日沿道、東北中央道の整備促進
地域間ネットワークの構築



産業・物流・エネルギー拠点化
港湾の機能強化



コンパクトシティの推進
街路ネットワークの構築

■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



災害復旧作業

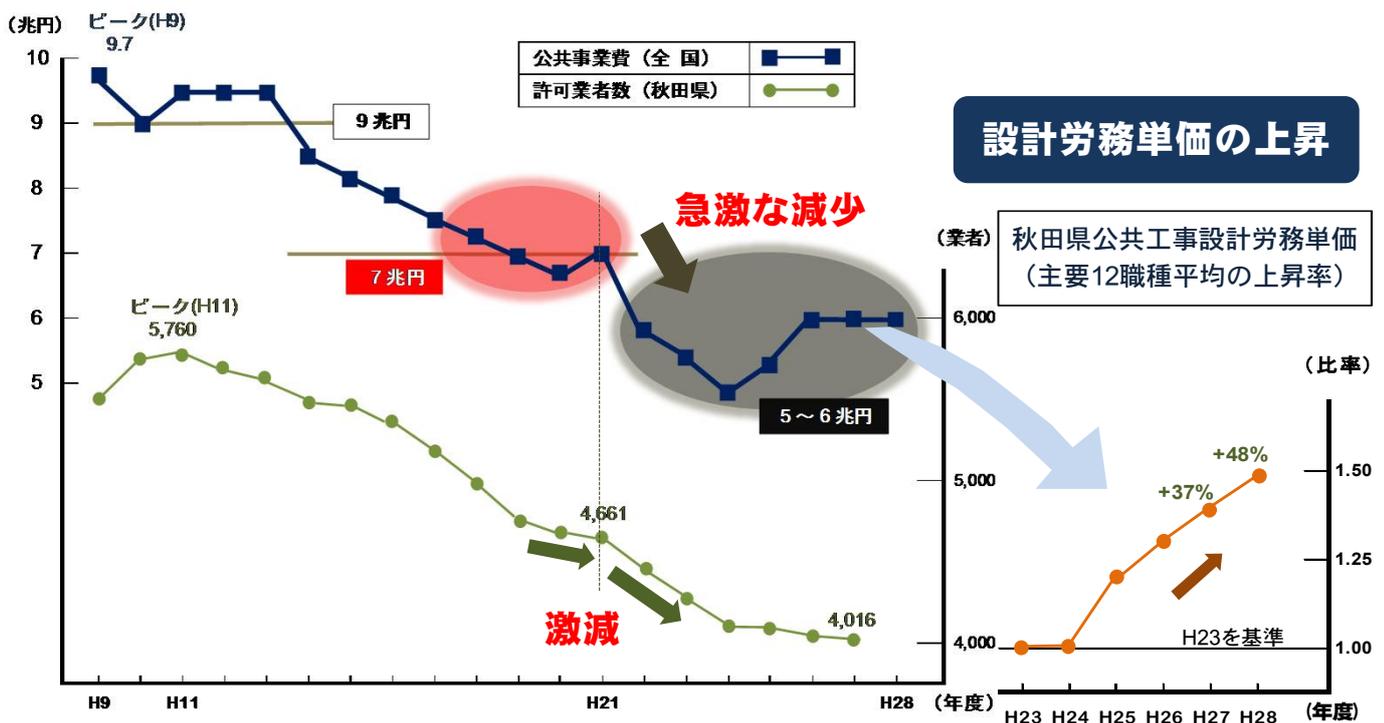


除雪作業

こうした中

公共事業費(当初予算)と許可業者数は減少

ここ数年は約6兆円の事業費を確保しているが、ピーク時より大幅な減少のままで、許可業者数とともに、労務単価上昇等による実質的な事業量が減少している状況



(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

VI-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの軽減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 東北中央自動車道「及位～上院内」間について、早期の新規事業化を図ること。
- (2) 「鷹巣大館道路」や「遊佐象潟道路」、「横堀道路」などの事業中区間、「二ツ井白神 I C～小繫 I C（仮）」間における交通の安全性、円滑性を図る事業について、必要な予算を確保し早期整備・完成を図ること。
また、「二ツ井今泉道路」については、早期に開通時期を示すこと。
- (3) 秋田自動車道「大曲 I C～北上 J C T」間について、4車線化の整備に向けて取り組むこと。
- (4) 休憩施設等の整備やスマート I Cの整備支援に取り組むとともに、スマート I Cへのアクセス道路の整備を支援する個別補助制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 東北中央自動車道「金山町区間」及び「及位～上院内」間については、未だ事業化に至っておらず、地域産業や経済発展の妨げとなっています。
- (2) 先月22日に日沿道「鷹巣～二井田真中」間が、今月5日に東北中央道「院内道路」がそれぞれ開通し、地域の活性化を大きく後押しするとともに、残る事業中区間の早期開通が期待されています。
特に、「二ツ井今泉道路」については、地域における企業立地を促進するため、早期に開通時期を明示する必要があります。
- (3) 暫定2車線区間は、4車線以上の区間に比べ事故発生率が高いことに加え、冬期は降雪による路肩排雪作業のため、通行止めが頻発しています。
- (4) 「横手北スマート I C（仮）」等の設置により、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化や周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。
また、県では、スマート I Cの効果を十分に発揮するため、アクセス道路である県道横手大森大内線の整備を実施しています。

VI-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路」の「仙北市^{おほない}生保内^{そつだ}～卒田」間を新規事業化すること。
 - ② 国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号「下浜道路」や国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。
- (3) 既存の「道の駅」を地方創生の拠点とするための取組に対し、必要な予算を確保し支援すること。

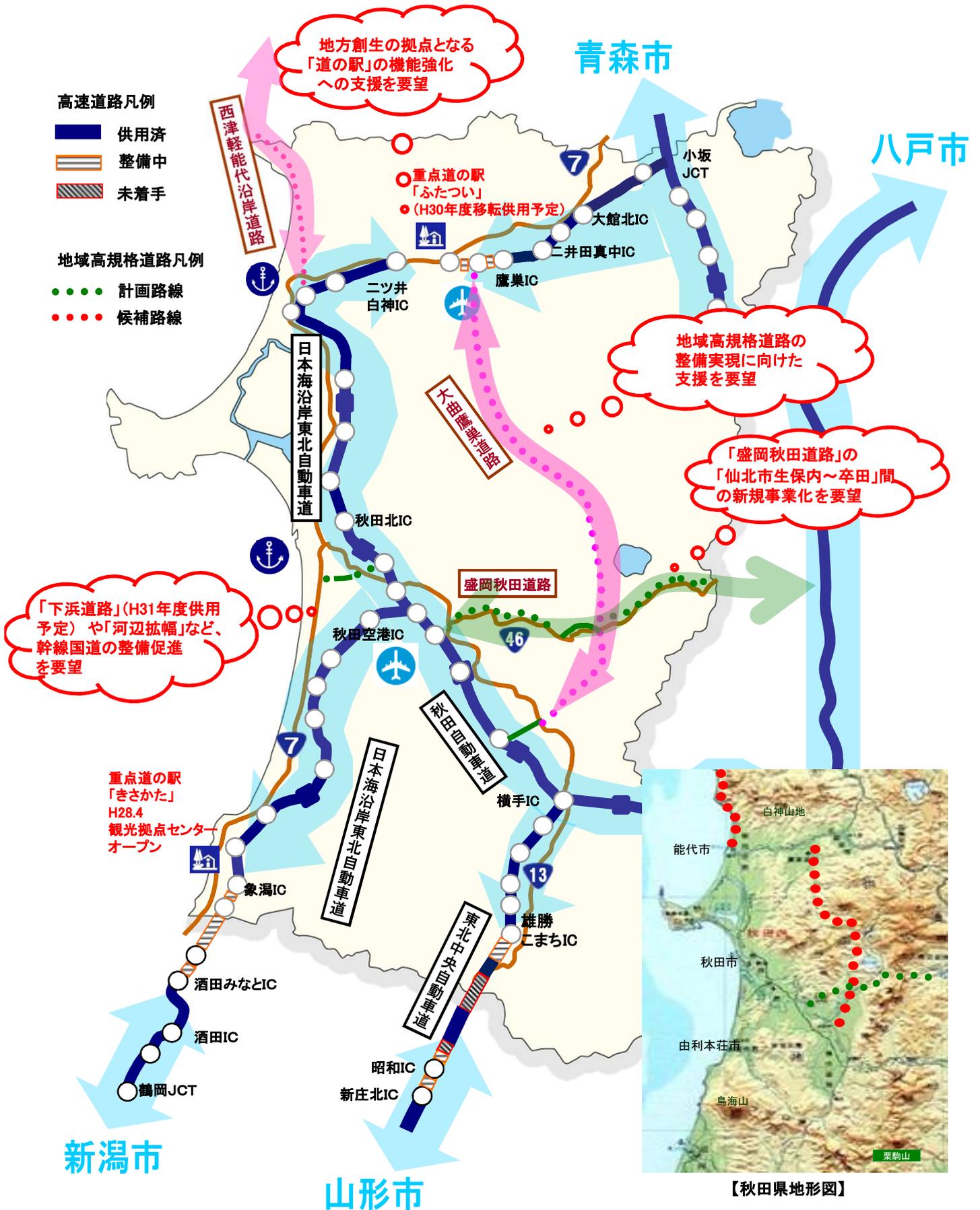
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

また、国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、冬期災害時に強い道路づくりが必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線にもかかわらず、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間があります。
- (3) 道の駅は、観光面だけでなく地域活性化の拠点として期待されており、当県の道の駅「きさかた」と「ふたついで」は重点「道の駅」に選定されています。

また、県としても「道の駅」の機能強化を「あきた未来総合戦略」に位置付け、今年度から新たな事業を開始するなど、地方創生の拠点形成を推進しています。

高速道路を補完する道路ネットワーク



(県担当課室名 建設部道路課)

VI-3 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進と 港湾における津波対策への支援について

国土交通省大臣官房、港湾局

【要望の内容】

- (1) 環日本海交流の拠点である秋田港やエネルギー供給の拠点である能代港等について、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備や予防保全事業の促進に必要な国直轄事業予算を確保すること。
- (2) 秋田港等県内港湾において、増加するクルーズ船寄港に対応するため、ハード・ソフト両面から受入環境の整備に関する支援を行うこと。
- (3) 秋田港、船川港等県内港湾における津波対策（避難タワー等の整備）が早期に実現できるよう支援すること。
- (4) 秋田港、能代港に計画中の港湾内洋上風力発電施設に関連し、港湾の安定的利用を阻害することのない施設とするために必要な技術的支援を行うこと。

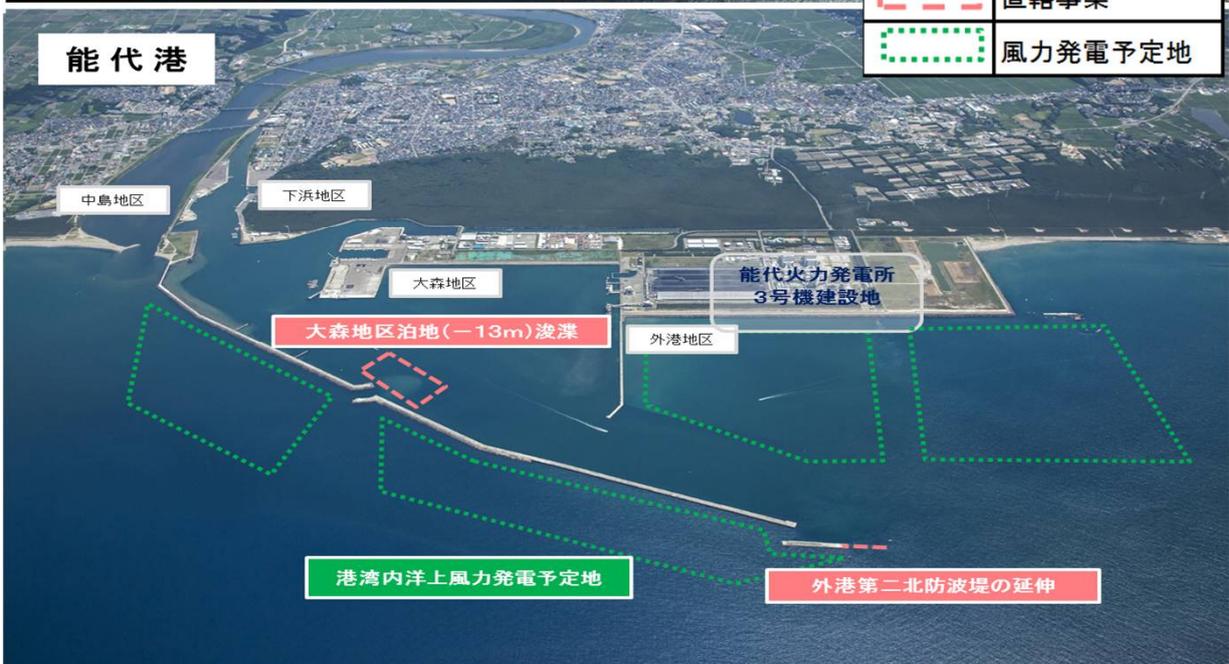
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港は、日本海側有数のコンテナ取扱港であるほか、石炭火力発電所の誘致などにも取り組んでおり、必要な環境整備が急務となっています。
また、能代港では能代火力発電所3号機の建設が始まり、今後更なる港湾物流の増加が見込まれています。
- (2) 県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けることにしています。
- (3) 県では、港湾内における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。
- (4) 県では、地域振興に寄与する新エネルギー産業の導入を推進しており、港湾内においても大規模な洋上風力発電施設の建設が予定されています。
このため、これらが港湾の運営に支障を来すことがないように、施設設置に関する許認可に係る指針の整備が必要となっています。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



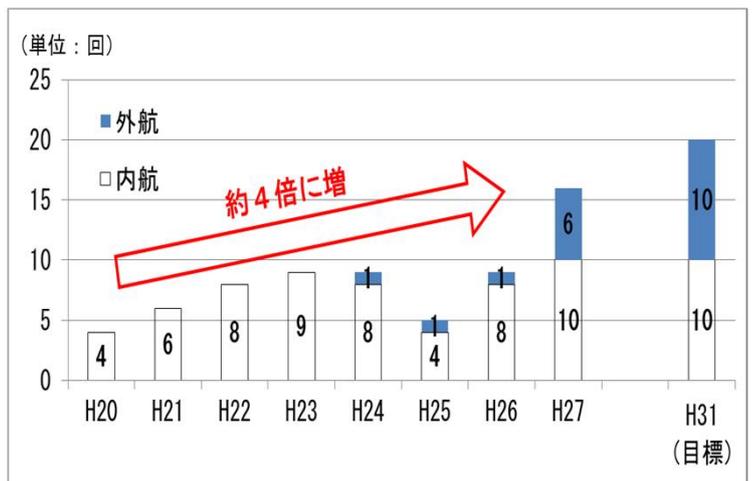
凡 例	
	直轄事業
	風力発電予定地



●安全安心を確保する津波対策



●秋田県へのクルーズ船寄港回数



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

VI-4 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①治水・ダム対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

- (1) 洪水被害から県民の生命・財産を守るため、「雄物川」などの直轄管理河川及び「三種川」（平成25年、28年溢水氾濫）や「斉内川」（平成27年破堤氾濫）等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の本体工事の着手を早期に実現すること。
- (3) 浸水想定区域に係る調査やハザードマップの作成及び情報基盤整備に係るソフト対策に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (4) ボトルネック状態となるなど、河川の流下能力が著しく不足している鉄道橋梁及び道路橋梁の改築について、予算の更なる拡大を図ること。

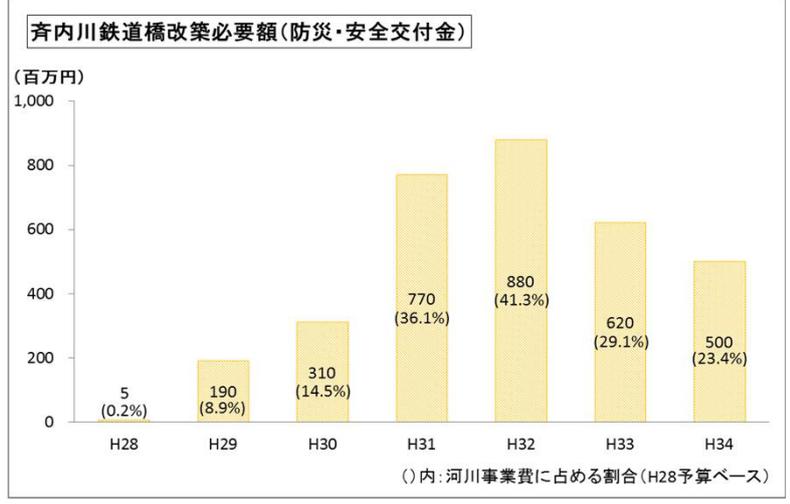
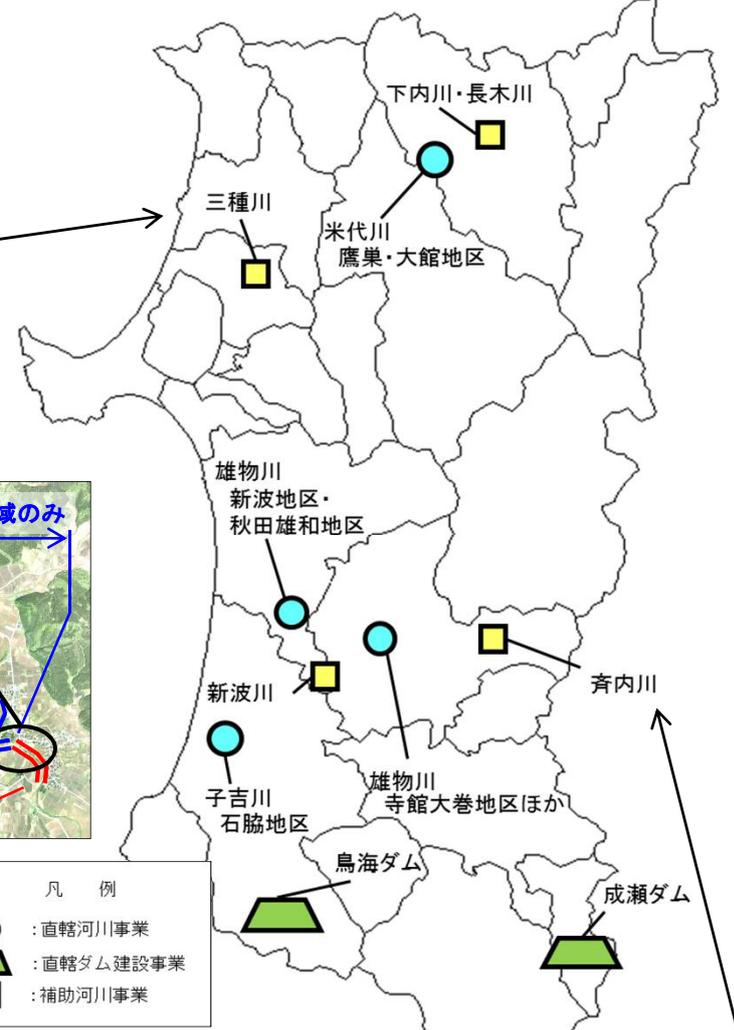
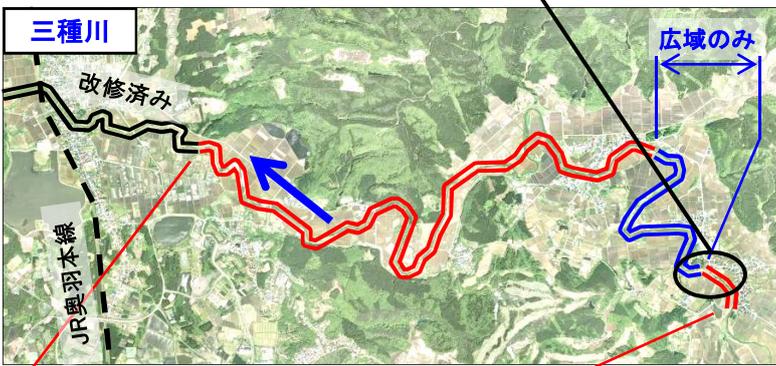
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的に大規模な洪水被害が頻発していることに加え、当県でも「三種川」や「斉内川」において河川氾濫による床上浸水等が発生していることから、早期対策を求める声が高まっており、一層の治水事業の推進が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加えてダムによる水源確保を求める声が高まっており、ダム事業の早期完成を強く望んでいます。
- (3) 本年8月に発生した台風第10号において、要配慮者利用施設における避難に関する課題が浮き彫りとなりました。
適切な避難を促すためには、県民及び市町村へ適切な時期に確実に河川水位情報等を周知するための情報基盤の強化及び水防法改正内容を踏まえた浸水想定区域・ハザードマップの作成が急務です。
- (4) 河川事業で橋梁を架け替える場合、短期間で多額の予算を必要とするため、他の事業箇所の予算を圧迫し、計画的な事業進捗が困難になります。
全県の河川改修を計画的に進めるためにも、橋梁の改築に係る予算の更なる拡大が必要です。

河川とダムの治水対策で洪水から秋田の暮らしを守る

平成29年度 秋田県における主要治水事業箇所図

三種川 溢水氾濫状況 (H25.8月)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

VI-4 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

気候変動によって予測困難で経験したことのない降雨が増大していることから、ソフト・ハード両輪の対策により土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止対策への支援を強化すること。

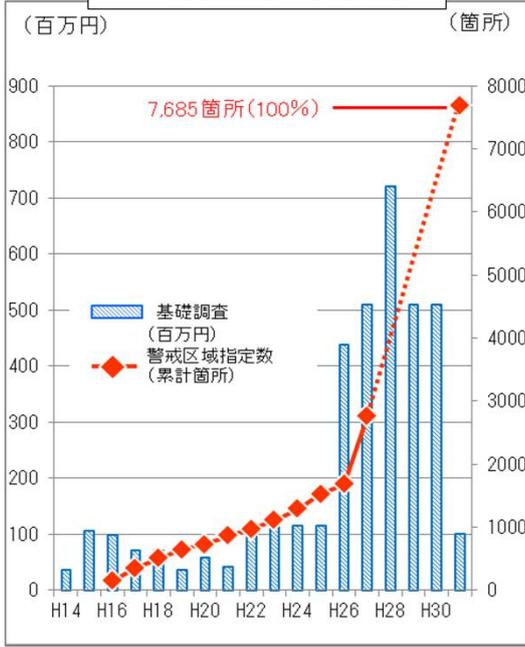
- (1) 土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。
- (2) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算を十分に確保すること。
特に、今春、新たに地すべりの兆候が確認された北秋田市阿仁小湊^{こぶち}地区について、必要な支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

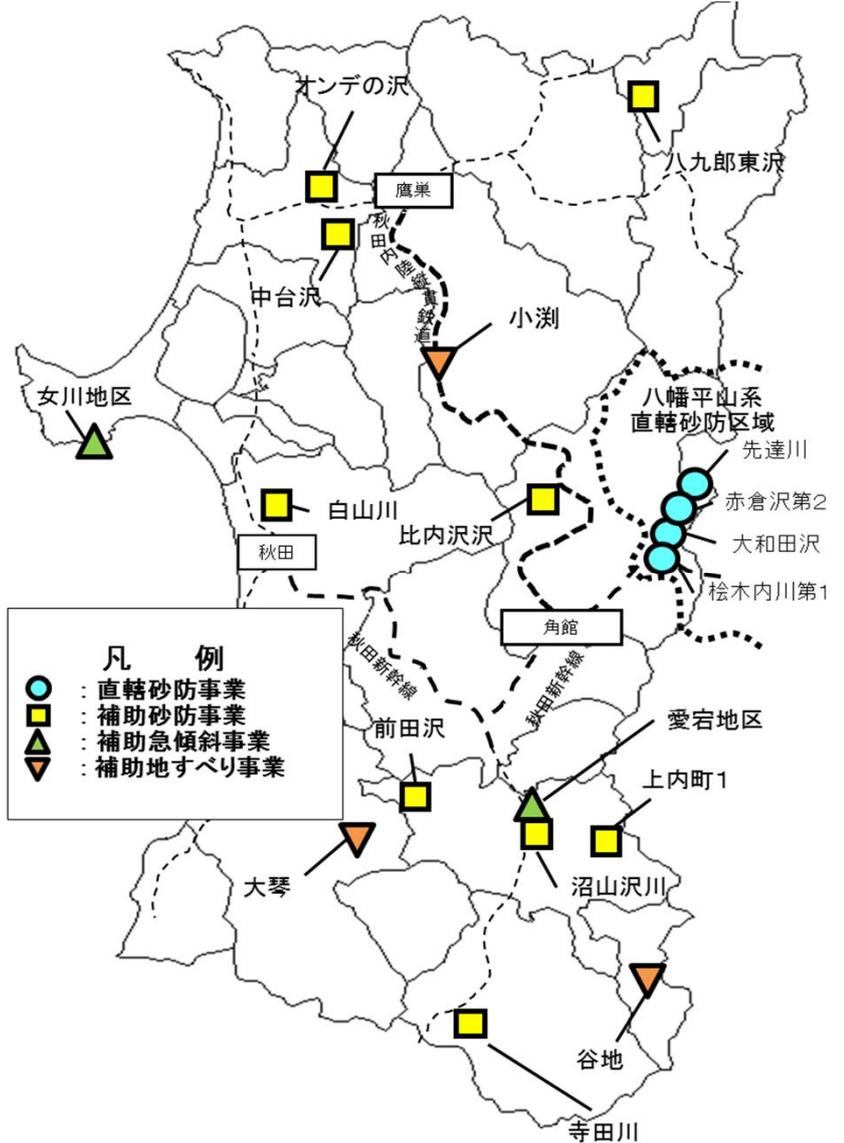
- (1) 県では土砂災害警戒区域等の指定を最優先課題として取り組んでおり、平成31年度までに全ての指定を完了させることにしています。
平成27年度においては、基礎調査実施率が約22%（区域指定率約14%）向上していますが、今後も基礎調査費の確保が必要です。
 - ・平成28年10月末時点：基礎調査実施率 約53%（指定率 約51%）
 - ・平成29年度末目標 ： " 77%（" 74%）
- (2) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所を重点的に実施しています。
このような中、今春融雪期、北秋田市阿仁小湊^{こぶち}地区において、地すべりの兆候が確認されました。地すべり区域内には「鉄道」「一級河川」及び「市道」の公共施設等が含まれ、地すべり災害が発生した際には、地域住民の生命・財産及び地域経済に対する被害が甚大なものとなります。

ソフト・ハード両輪の対策で土砂災害に強い秋田へ

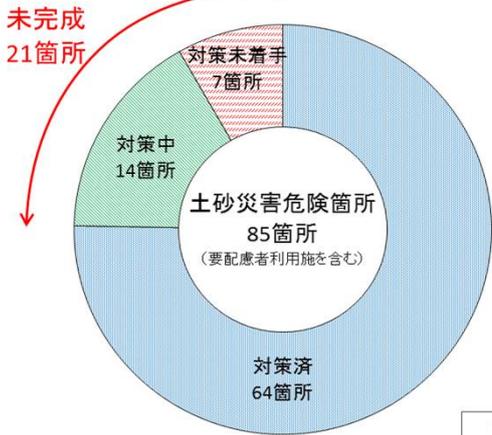
基礎調査予算と
土砂災害警戒区域指定数



平成29年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



土砂災害危険箇所における整備状況
(保全対象に要配慮者利用施設を含む箇所)



「一級河川阿仁川」「秋田内陸縦貫鉄道」等公共施設を守る地すべり防止施設の整備(小淵)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

VI-5 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省大臣官房

【要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、平成32年度の供用開始を目標として、県と市町等が取り組んでいる生活排水処理の広域共同化に係る次の事業について、予算の拡大を図り必要な支援を行うこと。

- (1) 県北地区3市3町1組合の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理事業
 - ① 流域下水道大館処理センター敷地内に建設予定である、汚泥の広域共同処理施設の整備を支援すること。(平成29年度着工予定)
 - ② 広域共同処理事業の対象施設であるし尿処理施設等の下水道への接続(統合)に係る整備に対して市町等を支援すること。(平成29年度着手予定)

- (2) 秋田市単独公共下水道と県流域下水道の処理区統合事業
 - ① 流域下水道臨海処理センター水処理能力増強のための施設整備を支援すること。(平成28年度着工)
 - ② 流域下水道へ接続する秋田市公共下水道管渠の整備を支援すること。(平成30年度着工予定)

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化が急速に進み人口減少が続いている当県においては、持続的かつ効率的な生活排水処理体制への移行が急務です。

このため、県では、市町等との協働により、汚泥や汚水処理施設の広域共同化に取り組んでいます。

- (2) 県と市町等が協働で進めているこれらの事業は、人口減少社会を見据えた先進的な取組で、施設の老朽化による改築更新費や維持管理費が節減となり、施設運営に係るトータルコストの縮減が見込まれます。

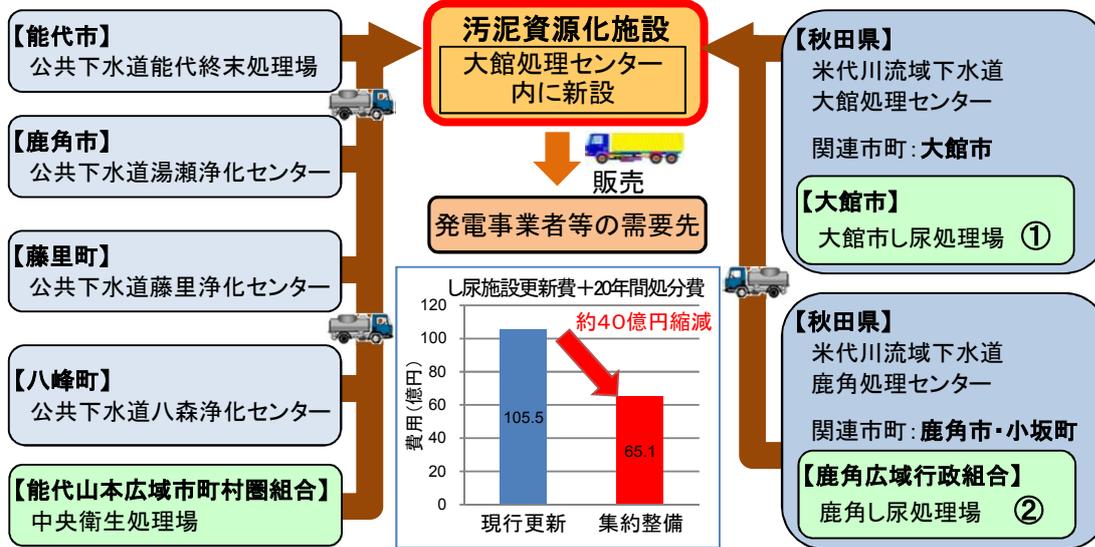
また、これまで焼却処理されていた汚泥を循環資源として利活用することにより、化石燃料等の天然資源の投入量が抑制されるため、循環型社会の形成や低炭素社会の構築への貢献も期待されます。

広域共同化によるインフラの集約・再編

■ 県北地区広域汚泥資源化事業 (H27年度事業着手、H29年度工事着手、H32年度供用予定)

◆ 流域下水道大館処理センターに広域汚泥資源化施設を設置

県北3市3町1組合の終末処理場7施設、し尿処理場3施設からの汚泥を集約処理、資源化



今後20年間で約40億円のコスト縮減が期待！

◆ し尿処理施設と流域下水道の接続(統合) H29年度工事着手

① 大館市し尿処理場

大館処理センター内にし尿受入施設を新設し、下水処理施設へ接続投入

② 鹿角し尿処理場

現在のし尿処理場設備を改造し、流域下水道幹線管渠へ希釈投入

■ 県流域下水道(臨海処理区)と秋田市単独公共下水道(八橋処理区)との統合

(H27年度事業着手、H32年度統合予定)

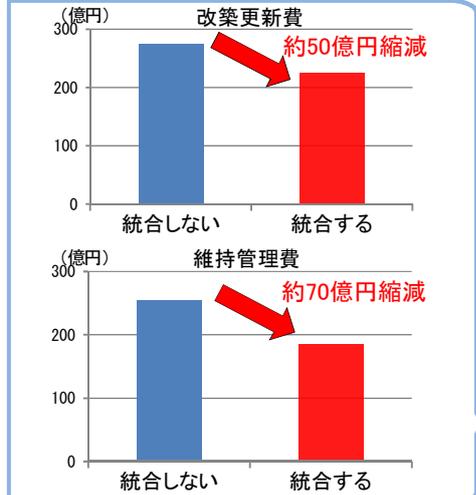
◆ 八橋処理区を流域関連公共下水道に再編

八橋処理区の汚水を流域下水道臨海処理センターで処理

◆ 八橋終末処理場の汚水処理施設を廃止

臨海処理センターの処理能力の増強が必要

統合による改築更新費と維持管理費の比較(50年間)



今後50年間で約120億円のコスト縮減が期待！

(県担当課室名 建設部下水道課、生活環境部環境整備課)

VI-6 奥羽、羽越両新幹線の整備促進について

国土交通省鉄道局

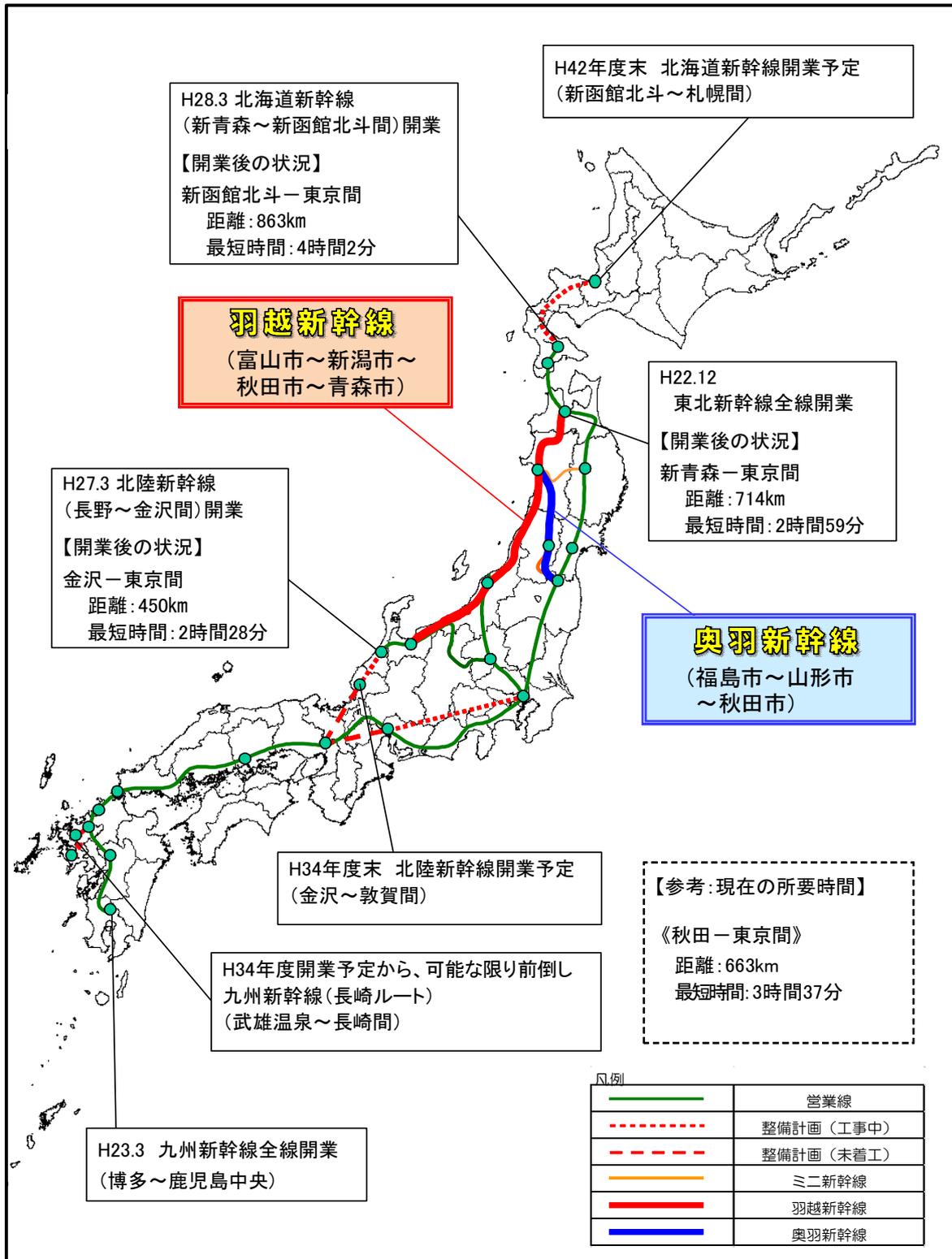
【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽、羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散することなどにより、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置付けられ、昭和48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか3路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が平成42年度末の開業予定であるなど、その整備に一定の目処が立ってきています。
- (3) 一方、昭和48年に基本計画が決定された奥羽、羽越両新幹線は全国新幹線鉄道整備法における基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、今年9月7日に県、市町村、経済団体等から成る「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を設立したところであり、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施していきます。

【参考資料】 奥羽・羽越新幹線の路線イメージと整備新幹線等の状況



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VI-7 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【要望の内容】

- (1) 公共施設等の集約化・複合化や転用事業に係る地方債措置の充実に図るとともに、地方債を起すことができる期間を延長すること。
- (2) 公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、中長期的な観点から、一貫性を保持しつつ継続すること。
- (3) 社会経済情勢の変化等により、やむを得ず、公共施設等を除却する場合にあっても、財産処分に伴う国庫納付について、特段の措置を講ずること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県や一部の市において、公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」の策定を完了し、その推進段階に入っています。

この計画の柱の一つとして、公共施設等の総量の適正化を掲げていますが、これを長期的な視点から計画的に推進していくためには、施設等の集約化・複合化を進める公共施設最適化事業債や、転用を進める地域活性化事業債の地方債計画計上額を増額することが必要です。

また、この地方債を起すことができる期間について、平成29年度までとしている時限的な措置を、少なくとも10年以上延長することが不可欠です。
- (2) 公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、地方債を起すことができる期間を「当分の間」としてはありますが、財政負担も考慮しながら計画性を持った除却が推進できるよう、一貫性を保持しつつ継続するとともに、通例的な措置として位置付けることも必要です。
- (3) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分の制限について、社会経済情勢への対応や既存ストックの効率的な活用による地域活性化といった観点から、公共施設等の処分制限期間などの緩和措置がなされていますが、状況によっては、民間等への譲渡がかなわず、やむを得ず除却に至る場合も想定されます。

こうした場合にあっても、国庫納付額の算定などについて、地方自治体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の措置が必要です。

【参考資料】 公共施設等総合管理計画の策定状況

策定年度	策定団体
平成27年度策定済み	秋田県、鹿角市、横手市
平成28年度策定予定	秋田市ほか22市町村

※平成28年度末までに全市町村で策定予定

(県担当課室名 出納局財産活用課)

Ⅶ 安全・安心な暮らしの確保

Ⅶ－１ ツキノワグマの指定管理鳥獣の指定について

(新規)

環境省自然環境局

【要望の内容】

当県において、その目撃件数が増加し、重大な人身被害が多発しているツキノワグマについて、指定管理鳥獣として定めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境大臣が定めた鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）について、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、調査や計画策定、捕獲などの経費に対して、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により支援しています。
- (2) 当県では、今年度のクマの目撃件数が、10月末現在で860件と昨年度の倍以上であり、過去最多の件数となっています。また、人身被害は19名と、昨年度の倍以上となっており、このうち4名が死亡するなど、クマによる被害の拡大が危惧されています。
なお、捕獲頭数も昨年度の4倍を超える468頭に上っています。
- (3) 今後、クマによる被害から県民を守り、その安全安心を確保するためには、クマの生息数をより高い精度で推計し、計画的に管理することが重要です。
このため、これまでの目視調査に加えて、カメラトラップ法等により調査を実施するとともに、新たな個体数推定方法を導入し、より実態に近い生息数を算出した上でクマの捕獲を行うなど、適切に管理していく必要があります。

【参考資料】

1 ツキノワグマによる人身被害、目撃情報、捕獲頭数の推移

(単位：人、件、頭)

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
被害者数	6	5	10	8	19
うち死亡	—	—	—	—	4
目撃件数	492	282	387	328	860
捕獲頭数	332	148	259	106	468

※ 平成28年度は10月末現在の数値

2 死亡事故発生に伴う道路の通行止め

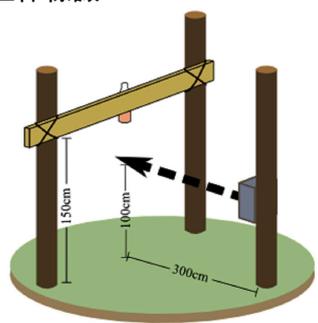


(鹿角市十和田大湯地区)

3 カメラトラップによる調査イメージ



生体標識



(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

Ⅶ－２ 水道施設の耐震化促進に向けた財政支援の拡充について（新規）

厚生労働省医薬・生活衛生局

【要望の内容】

水道施設の耐震化を促進するため、水道事業者（市町村）が行う水道施設整備に対する財政支援を拡充すること。

- （１） 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、十分な予算を確保すること。
- （２） 生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する経費を交付対象とすること。

【要望の背景や当県の取組】

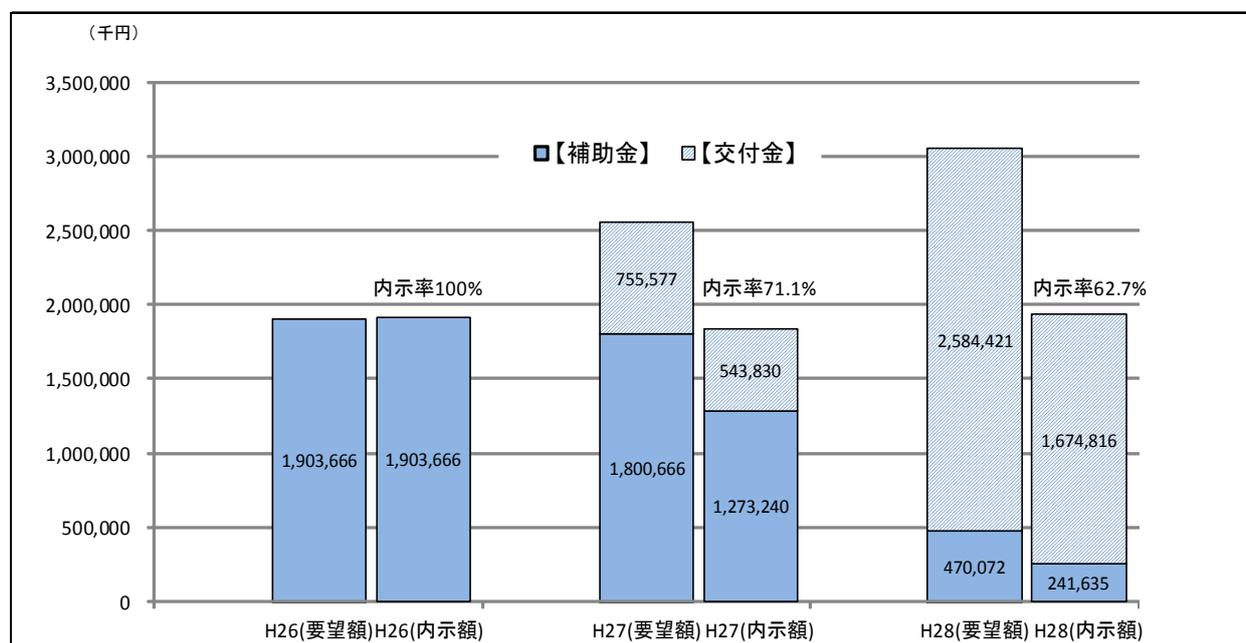
- （１） 当県の水道普及率は平成２６年度末で９０．９％、基幹管路の耐震化率は２４．２％と、年々着実に進捗しているものの、依然として全国平均と比べると低い水準にあります。
- （２） 水道施設整備に係る補助金、交付金の内示額は、当県要望額に対して、平成２７年度は約７割、平成２８年度は約６割と、２年連続で要望額に満たなかったことから、水道事業者である市町村は、水道施設の耐震化を計画的に進めることができず、耐震化の促進に支障を来しています。
全国的に見ても耐震化が遅れている当県にとって、要望額を満たす予算の確保が必要です。
- （３） 水道施設の耐震化を図るためには、外部委託による耐震診断や、それに基づく耐震化計画が必要となりますが、財政力の弱い市町村においても水道施設の耐震化を進めるため、耐震診断等に要する経費への支援が必要です。

【参考資料】

1 県内の上水道事業における普及率・耐震化の状況 (単位：%)

	24年度末	25年度末	26年度末	全国平均 (※26年度末)
普及率	90.6	90.7	90.9	97.8
耐震化率(基幹管路)	23.2	23.4	24.2	36.0

2 予算要望額に対する国からの内示額



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)